

1. 平成25年第5回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成25年12月9日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第146号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第147号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第148号 郡上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第149号 郡上市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について

日程7 議案第150号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程8 議案第151号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程9 議案第152号 郡上市簡易水道等事業給水条例等の一部を改正する条例について

日程10 議案第153号 郡上市病院事業等の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

日程11 議案第165号 新市建設計画の変更について

日程12 議案第168号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて

日程13 議案第169号 財産の無償譲渡について（北濃財産区の財産）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	山 川 直 保	2 番	田 中 康 久
3 番	森 喜 人	4 番	田 代 はつ江
5 番	兼 山 悌 孝	6 番	野 田 龍 雄
7 番	鷺 見 馨	8 番	山 田 忠 平
9 番	村 瀬 弥治郎	10 番	古 川 文 雄
11 番	清 水 正 照	12 番	上 田 謙 市
13 番	武 藤 忠 樹	14 番	尾 村 忠 雄
15 番	渡 辺 友 三	16 番	清 水 敏 夫
17 番	美谷添 生	18 番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市 長 公 室 長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総 務 部 付 部 長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農 林 水 産 部 長	野 田 秀 幸
商工観光部長	山 下 正 則	商 工 観 光 部 付 部 長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環 境 水 道 部 長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	消 防 長	川 島 和 美
郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦	国保白鳥病院 事 務 局 長	藤 代 求
郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長	丸 井 秀 樹
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 補 佐	河 合 保 隆		

◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員各位には、連日の執務、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の遅参議員は、18番 田中和幸君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、14番 尾村忠雄君、15番 渡辺友三君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（清水敏夫君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

◇ 鷺 見 馨 君

○議長（清水敏夫君） それでは、7番 鷺見馨君の質問を許可いたします。

7番 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） 皆さん、おはようございます。議長さんより発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、大きく4点を通告いたしておりましたが、先般2番、情報教育につきましては、細かく御説明がありましたので割愛をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に1番、教育長さんにお尋ねをしたいと思います、2点に分けて質問をいたします。

その1点は、郡上市のスポーツ推進計画の必要性和重要性、その活用についてのお伺いでございます。

昨年の岐阜の清流国体、県、市内の役員、選手の皆さんの献身的な活躍によりまして、郡上会場

の相撲競技会を初め大盛況をおさめ、大きな実績を上げたところでございましょう。

また、2020年には、7年後になりますが、東京オリンピック、パラリンピックが開催されることが決定をいたしております。

国民にいたしてみれば、スポーツに関する関心が、あるいは重要性が高まり、大きな夢と感動が期待されるところでございします。まさにこの時期を生かし、国体でありましたように、一過性とならないためにも、将来の市のスポーツ振興を一層充実し、グローバル化する交流産業あるいは環境整備、相乗効果があるものかと期待をされるところでございします。

国は、スポーツ庁、県はスポーツ振興計画策定の検討もいたしており、市も教育振興基本計画にもそれらを触れられておるところでございします。スポーツ推進振興計画作成について、どのように検討、研究をされておるのか。教育長さんに市の状況につきまして、まず1点をお伺いします。

2点目は、小中学生へのスキー場リフト券の優待についてでございします。スキー場関係者の皆さんの御理解、御好意によりまして、郡上市の恵まれた環境において相乗効果が大いに期待をされております。

一人でも多くの親子、友達がスキー場に出向き、親しみ、郷土を愛し、将来郡上から、全国に通用するような選手の養成も期待をいたします。

そこで、優待券制度の有効活用、内容、効果についても教育長さんにお考えをお伺いします。

2点につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 鷲見馨君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、御質問にお答えをいたします。

郡上市のそのスポーツ推進計画の必要性というお尋ねでございましたので、まず、スポーツ基本法、これは平成23年に公布されたものですが、そのことについての内容を整理させていただいて、その後、郡上市のスポーツ推進計画についてどのように考えているかということについてお答えをしたいと思います。

スポーツ基本法の主な内容ですが、基本理念と、それから、地方公共団体の責務ということで、最初に触れられておりますけれども、生涯にわたる自主的、自立的なスポーツ活動、それから、学校、スポーツ団体、家庭や地域社会の連携による青少年のスポーツ活動、そして、スポーツを通じた地域世代間交流、障がい者の自主的、積極的なスポーツ活動、それから、スポーツの競技水準の向上と諸条件の整備ということで、8項目主な内容が整理されておりますが、そのもう1点としては、国や地方公共団体の責務や努力について、スポーツ基本計画、それから、地方スポーツ推進計画を策定し、実施するということが規定をされております。

そこで、特に、その地方のスポーツ推進計画とスポーツに関する施策の策定についてですけれど

も、このことについて、国はスポーツ基本計画を定めるということになっており、郡上市のように地方公共団体は、その基本計画をもとに地方スポーツ推進計画を定めるというように、これは努めるとされておりますので、いわば努力目標というふうに捉えていいのではないかなと思っています。

また、スポーツ推進のための基礎的条件の整備として、指導者の養成、そして、スポーツ施設等の整備、学校体育の充実、スポーツ事故の防止、国際交流や貢献の推進、こうしたことが施策として定められております。

そこで、郡上市についてですけれども、郡上市のスポーツ推進計画につきましては、ここに来年度からの郡上市の教育の基本計画がございますが、この中にスポーツについても8項目の具体的な施策を盛り込んでおります。

順に申し上げたいと思いますけれども、1点目としては、健康や体力づくりのための運動機会を充実すること。それから、豊かな自然を生かしたスポーツや運動を推進すること。3点目として、総合型地域スポーツクラブや少年スポーツ団体などへの参加をふやすこと。4点目として、自主的なスポーツサークルをふやし、活動の活発化を図ること。5点目として、スポーツ大会、それから、スポーツ交流会を実施すること。6点目として、ジュニアから青年まで一貫した指導体制で選手を育成すること。7点目として、市内の特色あるスポーツを市の強化種目として競技力の向上を図ること。8点目として、優秀な指導者の確保と指導力向上のための方策を講じること。こういう8項目を上げておりまして、来年度から計画的に推進するつもりですけれども、じゃ市としてスポーツ推進計画をどのように策定をしていくかということですが、このことにつきましては、現在、岐阜県で平成17年度から平成26年までの10年間のスポーツ推進計画を策定しておりますけれども、スポーツ基本計画に基づいて、岐阜県スポーツ推進計画の作成中でございます。平成27年に実施予定というふうになっておりますけれども、この県の動きと、それから、美濃地区全体としては関市でスポーツの振興計画を策定し、平成27年度から31年度を後期とするスポーツ推進計画というものを平成26年度中に作成の予定になっておりますので、こうした状況を踏まえるということと、それから、岐阜県全体では、11の市町がスポーツ振興計画を策定しておりますし、それから、10の市町がスポーツ推進計画の策定を検討しております。こうした県下の状況を踏まえて、郡上市においては、まず、基本法で講ずる求められる施策につきましては、先ほど申し上げました教育の振興基本計画の中におおよそ盛り込まれておりまして、そのことを踏まえた施策を、もう来年度から実施するように予定しておりますので、このことがまずは前提になりますが、現在でも少年スポーツの推進事業ですとか、あるいはスポーツ推進委員、そして体育協会の支援事業、体育施設の管理運営、市立の学校体育施設の開放など、既にかんりの部分を実施しておるという現状ですので、この現状と、それから、県下の状況をよく調べながら、来年度以降、もう少しこのスポーツ活動の充実ということが必要という判断に立った場合は、そのスポーツ推進計画についての策定の検討に入りたいとい

うように考えている。これが現在までの状況でございます。

以上が1点目の御質問に対するお答えですが、2つ目のスキー場のリフトについての優待制度についてお答えをしたいと思いますけれども、この制度の趣旨につきましては、おおよそその3点ほどに整理ができるかと思いますが、1つは、郡上市内の子どもたちを対象に郡上市の持ち味であるスキー場を利用したスポーツの振興と、それから、将来のスキーヤーあるいはスノーボーダーの質と量をともに拡大、発展をさせて郡上におけるスキー文化の醸成を図ること。それから、もう1点が、児童生徒や保護者、一緒になってこの場を利用して家族でのきずなを高めること。それから、もう1点としては、子どもたちがスキーに親しんで、将来、故郷に愛着と誇りを持てるような環境づくりをするということ。

こうした趣旨に基づいて、この制度が実施されたわけですが、経緯につきましては、詳細はちょっと省略をさせていただきたいと思いますが、スキー場のCEO会ですとか、あるいは、美濃地区の索道協会の皆さん方が本当に温かい御理解と御配慮をいただいて、この制度がスタートするわけですが、こうした制度の趣旨をさらに生かしていくためにも、私たちとしては、この内容をきちんと理解した上で推進をしていきたいというふうに思っております。

改めてその内容について、確認のためにポイントだけお答えをしたいと思いますけれども、1点目としては、市内の小中学校、それから、郡上特別支援学校小中学部に在籍する児童生徒に、スキー場のリフトの1日券を無償配付をする。

それから、もう一つは、市内の小中学校及び、それから、郡上市特別支援学校小中学部に在籍する児童生徒の保護者がスキー場へ同伴をされる場合、この場合にスキー場のリフトの1日券が1,000円で販売をされるということ。

それから、市内の高等学校及び郡上特別支援学校の高等部に在籍する生徒にスキー場のリフトの1日券を1,000円で販売をされる。

それから、市内の中学校の卒業生で市外の高校に在籍する生徒、それから、市内の中学校を卒業した18歳までの社会人にスキー場のリフトの1日券を1,000円で販売をすること。

こうした内容になっておりますけれども、この制度を利用して教育委員会としてどのような事業をこれから進めていくかということについてですが、1つ目としては、親子の触れ合い、それから、きずなを築いてスキーに親しむための講座として、生涯学習講座の親子スキー教室を開催いたします。これは、市内の体育協会のスキー部会、それから、県のスキー連盟の中北濃スキーブロックの協議会の御協力を得て実施をするものです。

それから、もう1点として、将来の優秀選手の発掘、育成のために、市の体育協会のスポーツ振興事業としてジュニアスキー競技力向上のための講習会を年2回開催していきたいというふうに思っております。

それから、市内には、幾つかのスキークラブといますか。例えば、ひるがののピアレーシングクラブですとか、あるいはめいほうのジュニアスキークラブ、それから、高鷲中スキークラブ、高鷲町のクロスカントリークラブ、こういった団体がございますけれども、そうした団体のスキーの競技力の向上のために、スキー場、それから、スキーの協会、そして、その保護者の皆さん方の御協力をいただいて、何とかそのジュニアの選手の掘り起こしをして競技力の向上を図っていきたいと思いますが、そのことについて、市としてもできる限りの支援をしていきたいというふうに思っております。

また、現在も各小中学校でスキー教室が行われておりますけれども、そのスキー教室について、インストラクターですとか、あるいは生徒の輸送ですとか、そういったことについて教育委員会としても継続して支援をしていき、いわばスキーの底辺の拡大に努めていきたいというふうに思っております。そういう意味でこの優待制度の持つ意味というのは、非常に大きいと思いますので、最初に申しあげました趣旨が十分生きるように教育委員会としてもいろんな機関と連携をしながら事業の推進を図っていききたいというふうに考えております。

(7番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 鷲見馨君。

○7番（鷲見 馨君） ありがとうございます。御案内のように、郡上市もたくさんの団体がございまして、体育協会が30種目内外の世帯があると思いますし、それぞれ頑張って成果を上げてみえる、そこにつきましては敬意を表したいと思いますし、スポーツの意義につきましては、御承知のとおり、青少年初め皆様方が心身を鍛えると同時に、人づくりであり、あるいは地域の交流の大きな場であるというような相乗効果があるかと思ひますし、重要視がされてきたという大きなチャンスを迎えておる時期でございますので、どうかスポーツ振興をさらに活発にお願いしたいと思います。

スポーツは、夢があり、目標や感動、そして、言うなれば人生の縮図でないかというようなことも申し上げておるところでございます。それにつきましては、施設も大事、指導者、そして、信頼関係や財源が大事でございます。郡上市、県におかれましても、非常に努力は願っていますが、財源をどんどんふやすというわけにはいかないと思ひますので、何とかこれは将来的には計画的に自主財源をお互いに考えにやいかんというようなことも思ひますと、今既にやって見える団体あるいはクラブございますが、商品を買ったり、お互いにそういうような資金集めをされたり、あるいはそのスポーツの奨励募金をされたり、カレンダーの準備をしてスポーツカレンダーをつくって資金をつくってはどうかというようなことや、スポーツの情報新聞を時に発行して、市民の方々にも御理解をいただくというようなこと。

例えば、1万5,000軒ほどある郡上市でございますので、100円ずつ集めても100万円は集まると

というようなことでございます。各団体とも大変でございますけれども、そのようなことも将来的に考えながら、もう幅広くスポーツ振興をお願いしたいと思います。

幸い施設につきましては、各地域にたくさんの施設がありまして、ボランティア的にも皆さん管理をしていただいております。全国大会も何回もございましたし、来年はぜひ全国の大学野球を8月ごろやりたいというような皆さんの意向でございまして、これをやれば全国から3日間ほど300人以上は集合するのではないかと、そんな期待もいたしております。どうかそういうような条例も研究しながら、さらなるスポーツの振興の充実に御尽力をいただきますようお願いしたいと思います。

そんなことも思いながらスポーツ振興全体につきまして、まことに恐縮でございますが、市長さん、一言御所見がございましたら、お伺いしたいと思います。よろしく市長さん、急でございますが。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市のスポーツ振興、そして、そうしたスポーツ振興はまた、郡上市の持っている施設を有効に活用して地域間交流が盛んになり、そうしたことがまた地域への経済の波及効果を及ぼしてるという実態がございますので、そうした面を今後とも伸ばしてまいりたいというふうに思います。

（7 番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 鷺見馨君。

○7 番（鷺見 馨君） 恐れ入りました。どうもありがとうございました。

それでは、スポーツにつきましては以上で終わりたいと思います。

2 点目に入りたいと思いますが、これは田中公室長さんにもお願いしたいと思います。

もう合併前からいろいろ検討して御活用いただいたところでございますが、辺地・過疎地域の要件施策とその制度事業の内容、成果、今後の活用についてでございます。

既に大いに利用されておるところでございます。そして、人口減少地域におけます文化やそういうことにつきましても、こういう時世になりましたので、各市長さんのふれあい懇談会にも出てまいりましたが、そういう意味からひとつ過疎・辺地、あるいは限界集落の今後の方針についてお尋ねしたいと思います。

2 点目は、特区制度事業の実施要件でございます。

これもいろいろな内容がございまして、大きく分けて2つの方法があるようでございます。1つは、特区といたしまして、構造改革特別制度ということで、全国に1,189あるようでございまして、これ郡上では郡上の大和のどぶろくというような、ここが一つの例でございますが、こういった制度もあるようでございます。

また、豊田市とか三重県にもそうしたものもあります。その特区制度というのも37地区ほどあるようございまして、これが下川町みたいな方法の町村単位の特区のようにございまして。郡上にもあちこちもう人口が減少いたしまして、非常に伝統文化が厳しくなってきたというような懸念のところがたくさん出ておるようございまして、それらを含めた中で例えば、石徹白とか長滝、あるいは八幡の人間国宝でありました宗廣力三さんの文化財とか、ああいうもののいかに将来的に各保存して生かしていこうかというようなこともございまして。なかなかこれも至難の問題がありますので容易ではございません。しかしながら国といたしましては、将来的にはそういう検討もさらに加えていかにやらんのかなという方向も伺っておりますが、それらの内容につきまして、将来の方針につきまして御所見を承りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、取り組み状況につきまして、お答えをさせていただきます。

辺地につきましては、御承知のとおりであります。他の地域に比較をして交通条件や経済等の諸条件が恵まれない地域のことを言うわけでありましたが、面積、人口の要件があります。それから、へんぴな程度の基準に基づきまして辺地度点数という客観的指標で100点を超えるというふうなところを辺地として指定されるというふうな手続であります。

郡上市では、この辺地要件に適合するエリアという、これをより有利な形、設定をいつも設けるということに心がけておりますが、現在は八幡町下津原を中心とする中部辺地、それから、高鷲ひるがのを中心とする北部辺地、美並町山田付近を中心とする西部辺地、それから、美並町八坂付近を中心とする南部辺地で、辺地総合整備計画を定め、計画的に事業を進めさせていただいております。

財政上の支援措置としましては、公共的施設整備において、その償還に対して80%の交付税措置のある有利な辺地対策事業債を活用でき、本年度につきましては、生屋区内1号線の改良事業や小型ポンプ積載車更新事業、高鷲小中学校スクールバス更新事業など、約40の事業を実施しております。

一方、過疎でございまして、人口の厳しい著しい減少に伴って、地域の活力が低下し、生産機能、生活環境の整備が他の地域に比較して低位にある地域のことを言いますが、これもやはり人口要件、細かい定めがあります。財政要件、この両方に該当する市町村の区域が過疎となるわけです。

市町村ですけれども、郡上市のように合併したところにつきましては、旧町村のエリアを引き続いて対象とすることができるという場合がございまして、郡上ではその明宝地域、それから、和良の地域が、郡上市が一部過疎という形でこの制度事業を取り入れることができるということとなっております。計画に基づいて現在取り組みをしております。

過疎のほうも国庫補助事業の補助率のかさ上げなどの財政的措置があります。辺地同様、公共的施設整備において、その償還に対して70%の交付税措置がある有利な過疎対策事業債が活用できるということで、本年度におきましては、市道日洞線の改良事業、市道宮代下屋線改良事業、明宝小学校耐震補強事業など約30の事業を現在実施しているところでございます。

また、過疎債では、特に、今般、現在の改正によりまして、ソフト事業がこの起債対象ということになりました。これ大きな特徴でありますけれども、明宝、和良地域におきましては、集落総点検、夢ビジョン策定事業や、また、協働まちづくり、地域づくり応援隊、実践隊の派遣、これらを有利な条件で実施をさせていただくことができておりますので、明宝鶏ちゃんの取り組みや和良アユのブランド化を初めとする両地域の振興事業の支援に役立っておるというふうに思います。

また、先ほど御指摘のありました祭りの維持とか、そういうことにつきましても、これ例えばですが、明宝のNPOななしんぼの皆さんは、そういうところでの裏支えをする仕組みを持って取り組んでみえますので、こういうこともやはり過疎ソフトあるいはこうした実践隊員の派遣がある程度役に立っておる事例ではないかというふうに思います。

現在の過疎法につきましては、平成12年から10年間とされたものでございます。過疎地域自立促進特別措置法というものでありますが、これが6年延長され、さらに5年再延長されたもので、伝統文化やただいまの集落の維持さえ困難な状況が生まれているということの中で、ソフト事業あるいは自然エネルギー利用施設が追加されておるわけですが、今後につきましては、平成33年度以降ということになりますが、対象エリアの追加あるいは老朽化した施設の撤去、あるいは維持補修にもこういうふうな有利な財源が使えるということを目指して要望をしていきたいと考えております。

次に、特区ですけれども、特区は、国の規制を地域限定で緩和する。あるいは改革することで活性化を図る、構造改革特区と、それから、選択と集中の観点から国は先進的な事例として規制緩和とともに財政とか税制、金融の支援をするという総合特区の2種類がありますが、郡上市におきましては、御承知のとおりです。いわゆるどぶろく特区が今動いておりまして、これは、構造改革の分野に当たります。大和地域におきまして、「古今伝授の里やまと、食・文化再生特区」と、こういう取り組みでございまして、酒税法によりまして最低酒造数量基準が年間6キロリットルとなっておるものの、この規定が適用されずに、小規模の製造免許が受けることが可能だと、こういうことでありまして、現に2社の事業体が4種類のオリジナルどぶろくをつくられまして、ことしも14軒の飲食店が参加されたどぶろく祭りやイベントが開催をされました。

また、長良川鉄道がどぶろく列車を走らせるということがありまして、5年目になりましたこの取り組みが進んできておるわけで、大変期待されるところであります。

今後ともいろいろなアイデアが郡上市内にはありますので、我々も広く情報を収集しながら、こ

の規制改革あるいは総合特区、これを活用することが郡上市の飛躍につながると。それから、事業体の皆さんが非常にそのことをやろうとしてお見えだということが、そういうものをいち早く探して、手を組んで郡上市の取り組みを進めてまいりたい。そのための検討を、挑戦を模索していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(7 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 鷺見馨君。

○7 番（鷺見 馨君） ありがとうございます。構造改革特区初め総合特区制度、いろいろあると思いますが、大和どぶろくも成果を上げながら努力されておるところでございます。

こうしたものをしてしながら、やっぱし財政も交付税も厳しくなるような時期でございますので、ぜひとも進めてほしいと。これもやっぱしいろいろ要件があろうかと思うんです。まず第1は、地域がこぞってひとつやらまいかという自主的な気持ち、財源がなければできないと思いますし、そのほか、いろいろな見込みが郡上にあるのかなのか。今、そういう要請がきてるのか。もしありましたらお尋ねをしたいと思います。よろしく。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 特区のほうでよろしいですか。

○7 番（鷺見 馨君） はい、特区のほうの関係です。

○市長公室長（田中義久君） 情報としては、どぶろくをほかの地域でもってというようなお話があるということではありますが、これは大和地域が地域限定で特区をとっておることですので、ここを活用するかどうかという部分があるのかと思います。

そのほかのことにつきましては、具体的な情報としては、今、持ち合わせておりませんので、ただいま申し上げましたように、広く情報を集め、またこの制度活用によりまして、郡上市の飛躍といたしますか、取り組みができるように努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

(7 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 鷺見馨君。

○7 番（鷺見 馨君） まことにまた申しわけないけども、市長さん、懇談会でもたびたび出ましたが、こういう人口の減少やら、いろいろなことがございまして、伝統文化が地域には持ちにくいという、将来5年、10年の不安が出ておりましたが、いろいろ御回答もございましたけれども、それにつきまして取りまとめ御意見がございましたらお尋ねしたいと思いますが、伝統文化のその研究を将来、特区とは言いませんが、何か方策がないのか、あるいは地元の要請があるのかということもお聞かせ願いたいと思いますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この11月に地域ごとに市民の皆さんとの懇談会を開催したわけでございますが、その際に、そうした伝統文化、伝統芸能、あるいは神社の祭礼等、人口が減少する中で将来にわたってこれを持ち続けるということについての不安の声が聞かれました。私は、ぜひとも郡上のそうした伝統芸能、祭礼、そういったものを守っていつてもらいたいというふうに考えておる者の一人でございます、まずは、しかし、やはり今いろいろな神社とか、いろんな伝統芸能でやっておられるように、狭い地域だけでそれを守っていくということは非常に難しくなっているのです、ぜひその地域の中でもその担い手をできるだけふやす、そういう門戸を広げながらやっていくという工夫が必要だというふうに思いますし、もう一つは、郡上市内だけでなく、例えば、若い大学生の力を借りるとか、そういうようなことが必要かと思っております。例えば、和良の戸隠神社のお祭りはここ数年岐阜大学の学生が手伝いをしておってくれますけれども、そういうような関係をつくっていくということが非常に大事だろうというふうに思っております。

過日、岐阜大学の地域共学センターというセンターが開設をされたんですが、その際に、今後そういういったところでもいろんなことを検討してほしいという郡上市からの提案として私はこうした各地域が持っている伝統芸能、そうした祭礼、そういったものをどう担っていくかというような研究もぜひ大学でもしてほしいということを提言しましたけれども、そうしたいろんなことを考えながら守っていく。あるいはまた、そうしたものに対する映像等の記録というものをしっかり撮っていくというふうにしないと、やはり絶えてしまうということもありますので、そうした対策が必要ではないかというふうに考えております。

（7番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） ありがとうございます。おかげさまで2番の質問につきましては、御回答をいただきました。

それでは、3番の質問についてお尋ねをしたいと思います、よろしくお願いいたします。

これは、建設部長さんのほうで答えが欲しいと思いますが、よろしくお願いいたします。

いよいよ冬期の時間に入りまして、もう既に除雪を2回ばかりやったところがあるようでございます。冬における快適な生活をするための冬期の除雪対策を初め、そういう生活の安定化を図るための対策、対応についてお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今年度の除雪ですけれども、市としましては、今年度市内の業者98社の業者の方と委託契約を交わして除雪体制に入りたいというふうに考えております。

それから、除雪の機械等の状況でございますけれども、ダンプトラックも含めますけれども、除

雪機械としては528台、それから、歩道除雪機については19台、融雪剤散布車については14台の合計561台で実施する予定をしております。

それから、連携といたしますか、除雪会議の状況でございますけれども、一番最初に10月の31日に国道事務所、直轄国道ですけれども、口神路から向小駄良までの沿線自治会長さんとの除雪会議を実施しておりますし、11月の8日においては、福井県と岐阜県ということで、油坂の関係もございまして越境会議というものをやっております。ここにつきましては、NEXCO中日本さんとか高速隊とか、いろんな関係の機関でやっておりますし、11月の14日においては郡上土木事務所と郡上市ということでやっております。

それから、11月の19日から11月26日の間につきましては、旧の町村単位ということで、各除雪会議を実施しております。連携会議につきましては、当然でございますけれども、やはり情報の共有をとにかく図ることが一番ということで、特に、高速道路とか幹線道路等の交通どめ等のもしそういった状況がある場合には、もうとにかく早くもうそういう連絡網をとろうということで確認をしております。

それから、地域の住民の方につきましては、12月広報に記載させていただいておりますし、パンフレット等も配付させていただいておりますし、各自治会の会長会にも除雪に対する6項目ほどの市の広報には載せておりますけれども、協力やら注意事項を記載させていただいております。

ちなみに、ここ平成17年から24年までの除雪というか、降雪の推移でございますけれども、やはりこのところを見ますと、白鳥町では平均4メートルぐらいの雪が降っております。それから、大和は、その白鳥の2分の1の2メートル少しといったところで、八幡は白鳥の4分の1というのがここ最近の降雪の状況でございます。

どちらにしましても、市民の方が通勤、通学等の生活にとにかく支障のないように業者の方にも極力努力していただく中で除雪体制を確立していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) ありがとうございます。いろいろ説明いただきました。快適な安心した生活ができるように御尽力いただきたいと思いますし、特に、去年よかったことは、新雪のうちに除雪をしていただいたということが効果があったと思いますので、その辺もひとつ気をつけて、大変だと思いますが、よろしくお願いします。

時間がございませんが、福祉のほうで生活困窮者に対する対応が一言ありましたらよろしくお願いします。

○議長(清水敏夫君) 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 冬期間の生活支援についての御質問でございますけれども、市では屋根の雪おろし等の作業に従事できる市内の建設、また土木部門に携わる60ほどの業者を把握してございますので、健康福祉部もしくは、市内の各振興事務所のほうまでお問い合わせをいただきたいというふうに思います。

また、社会福祉協議会のほうでは、家屋の除雪にかかった費用の4分の1以内でワンシーズン5,000円を上限とする、そういった制度も設けてございます。この辺につきましても最寄りの社会福祉協議会のほうにお尋ねをいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

（7番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） 大変御無礼しました。時間が来まして、以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で鷺見馨君の質問を終了いたします。

◇ 美谷添 生 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、17番 美谷添生君の質問を許可いたします。

17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、再生可能エネルギーの活用ということでございますが、またかと思われるほどこのことについて質問をしておるような気がいたします。私のライフワークでございますので、よろしくお願いをいたします。

まず、小水力発電に関しても今までにたびたび質問をしてきましたが、ことしようやく本格的に実施の運びとなり、大変うれしく思っておるところでございます。

そこで、県営で行われております石徹白の地区、あるいは県単の阿多岐地区でこの計画をされております発電事業について現在の進捗状況についてお伺いをいたします。武藤部長、お願いします。

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今、美谷添議員さんからの進捗状況でございますけれども、石徹白につきましては、平成24年に繰り越しということで実施設計を行っております。それから、25年、今年度ですけれども、丈量、用地買収を今年度やりまして、25年度中に工事の発注予定ということをお願いしております。

それから、26年から27年にかけてまして発電設備と水路、配電盤等の工事発注の予定がされておりまして、発電開始については、平成28年度ということをお伺っております。それから、もう一つ、阿多岐の日面地区でございますけれども、ここについては平成25年度に検討業務の発注がされておるということでございます。

それから、この今の県営事業につきましては、国が55の県が25の市が25％という補助割合でございます。

それから、先ほどの阿多岐の郡上市が事業主体となっている板倉地内の発電でございますけれども、ここににつきましては11月末に完成いたしまして、現在、この発電を使われまして、農業用ハウスのストーブの電源と照明に利用されている状況でございます。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ただいまの答弁ですと、順調というようなふうに思われますけれども、地元で聞きますと、なかなか実施が迅速にされないというような感もいたしております。今、石徹白の発電につきましても、平成28年というようなことを言われましたけれども、計画では27年というふうに我々も聞いておりますが、計画の進捗につきましては、迅速にされるようひとつお願いをいたしておきます。

そこで、先日、来年度の事業でございますけれども、県への要望が行われました。その提案要望の中で、白鳥地域の、また石徹白、阿多岐、干田野地区での小水力発電の事業が新規要望されたところであります。

市内には、まだまだ有望な適地が数多くあると思われるので、今後どのような取り組みをされようとしているのか。また、昨年県と中電で契約が成立をいたしました阿多岐ダムでの発電についても、これはある程度進んでいるのか。なかなか見えないところがございますので、わかる範囲でお聞きをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） この次の今後の進めですけれども、今言われましたように、干田野地区とか、そちらの地区も新規で要望をしております。やはり県農林事務所のほうも岐阜県全体の中でそういった小水力発電に適した箇所等を少し前だったと思っておりますけれども調査をして見えます。その中で、やはり条件的な立地的なこともありますけれども、市としましても、そういったところについては進めていきたいという考えでございます。

それから、阿多岐ダムについてでございますけれども、平成24年の11月29日付で中部電力株式会社から郡上市長宛てに阿多岐ダムについては建設計画をいたしましたということで、今後協力もお

願いますというような文書をいただいておりますけれども、今現在のところ阿多岐ダムにつきましては、190キロワットの発電出力で着工予定が平成26年度で、運転開始が平成27年度というふうに聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ありがとうございます。今の阿多岐ダムでも26年着工、27年ということは、もうすぐですので、そのようなスケジュールでできるような取り組みをいただきたいというふうに思います。

また、小水力につきましては、県の事業ばっかというわけにもいかないと思いますけれども、モデル地域というようなことで郡上市を小水力の岐阜県でのモデル地域になるような、そんな計画を立て、また、市独自でももうちょい小さいミニ小水力といいますか、そんなものにも検討を加えていただければ、ありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それじゃ次ですが、きょうはバイオ発電についてということで質問をいたします。

バイオガス発電は、生ごみや家畜のふん尿、植物等を発酵タンクに入れて自然発酵の菌を活性化させることで発生するメタンガスを利用し、発電機を回して電力を発生させる、こういう仕組みであります。

基本的なバイオガスの原料は、牛ふんであるとか、家畜の排せつ物、稲わら、もみ殻、麦わら、刈り草、事業系の食物残渣、食品加工での廃棄物、生ごみ、下水道の汚泥などであるというふうに言われております。

このバイオガス発電について検討されたことがあるのか、お尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

現在、御質問のバイオガスということでございますが、現在、私ども最近おっしゃったように、今の中で下水道の汚泥というような形で御質問がございましたけれども、最近全国的にもこの下水道の汚泥を使ったものというのが非常に多く出ているようでございます。

それについて、ちょっと触れさせていただきます。

これは、国の施策といたしまして、環境エネルギーの利用、それから、温室効果ガスの排出量の削減額を強く求められております。そのうちの1つといたしまして、下水道事業でも下水道汚泥のエネルギー利用について、その取り組みが課題となっております。下水道管理者は、下水道汚泥をエネルギー試験として捉え、さらにみずからのインフラを最大限に生かす意味からも、下水処理場を核として地域におけるエネルギー対策と地球温暖化対策に積極に取り組んでいく必要があると

ということで、平成22年にバイオガス活用推進基本計画というのが閣議決定されまして、この汚泥なんかにつきましても、バイオガスですが、固形燃料化に取り組んでおるところでございます。それにつきまして、市といたしましても、平成23年から研究を行っております。

この下水道汚泥を利用したという形でございますけれども、これは、濃縮汚泥でございますけど、これも先ほど御説明ございましたように、消化させまして、それから、このメタンガス、消化ガスといってありますが、これを取り出しまして、これをもとにしまして発電をします。発電は、ガスエンジンを用いるものですから、マイクロガスタービンとか燃料電池等がございます。

この消化槽というものですけれども、これは一般的に汚泥を濃縮しまして減量化を図るということで、処理施設に普通あるんですが、郡上市につきましても、この消化施設というものを一つも持っておりません。

平成23年の国交省のこの下水の汚泥のエネルギー化技術ガイドラインというものがございます。このバイオガスの発電技術のケーススタディーを参考にいたしまして、消化槽を新設する場合にはどの程度ということで試算をしとるんですけど、こちらの中で、汚水量にいたしまして1日2万立米、このぐらいないと導入効果が得られないという結果になっております。

郡上市の場合、どうかということですが、下水も農集も浄化槽もですけど、全部合せて現在で9,432、約半分というような状況で、まだなかなか資源が足りないというようなことでございます。

市の各施設の整備というのは、まだ、施設が新しゅうございますので、これからの施設の大規模な更新ですとか、改築時に、先ほどおっしゃいましたほかのバイオマスなどの受け入れも含めまして総合的に調査研究を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） 研究をしていただいておりますということで安心をしましたが、研究をするだけでは何もものが見えてこないというふうなことを思います。

ここで、ちょっと新聞を紹介いたしますと、これはことしの1月の読売新聞であります、生ごみや下水汚泥から発生したメタンなどのバイオガス発電をする取り組みが新潟県で広がっているということで、新潟市の中央区の中部処理場では、ことしの1月から発電が始まっております。

また、村上市の民間の会社では、去年から売電を全国で初めてスタートしたと。また、自治体の下水処理施設で導入するねらいは、これまで汚泥の処理などに使ってきたバイオガスで発電し、電気料金を節約することというようなことで書いてありますし、柏崎市の自然環境センターも2月から本格稼働を目指していると。センター全体の電気代の3分の1に当たる年間1,800万円の節減を見込む。工事費約1億5,000万円のうち国からの補助金を除いた分は6年で回収できるというふう

に書いてあります。

今の汚泥の量が足りないという部長の話でしたけども、これは家畜のものであるとか、ほかの材料を投入すれば間に合うことではなかろうかと思います。

それから、バイオガス発電は天候に影響されず、ガスさえあれば年中24時間安定して発電できる。小型発電機の登場で中小の下水処理や民間企業も参入しやすくなったというように読売新聞では言っておりますし、また、ことしの4月の記事でありますけれども、栃木県の例であります、県浄化センターのバイオガス発電が再生可能エネルギー電気調達特措法に基づく再生可能エネルギー発電設備として経済産業省の認定を受けたということで、ここは出力105キロワットの燃料電池発電機を3台設置し、年間発電量は250万キロワット、年間売電は1億円余になり、建設費4億円や維持管理費の年割を差し引いても年6,000万円以上の利益が出る計算になると。平成25年、26年、両年度で発電設備を建設し、26年末には発電、売電をする計画というふうに書いてございます。

そんなことで、全国ではこの発電バイオガスによる発電が非常に進んでおるということでもあります。

また、先ほど部長の話にありました消化ガスの施設がないということでもありますので、そこら辺はもうちょっと建設費はかかるのかなということは思うわけでございますが、さらなる研究をいただいて、将来的な今の施設のランニングコスト等を勘案しながら、これはいつか実現ができると。非常にいいことではないかというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

市では、合併後早々に今の下水道汚泥、それから焼却灰の処理、ダイオキシン対策等もあって、灰溶融炉を備えた郡上クリーンセンターが建設をされております。現在、順調に運転がされているようでありますけれども、いささか費用がかかり過ぎるのではないかというふうに私は思いますが、そうは思われんでしょうか。

今年度の予算でも焼却用の灯油代だけで9,800万円という計上がされております。今後ともこの化石燃料を投入し続けるのはいかなものかというふうに考えるところであります。

将来、人口減が予測されているとは言っても、生活し、生産活動をしていく限り、ごみやし尿は必然的に発生をしてきます。このごみやし尿が資源としてエネルギーに活用できたら、これは夢のようなことでありますが、実はもう全国では夢でなく現実にやられておると。先ほどの述べたとおりであります、そこで、郡上クリーンセンター、環境衛生センターの処理量、そして今後の見通しや問題点についてお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

現在、御質問のクリーンセンターのまずお話でございますけれども、今、燃料代と灯油代も上が

っておりまして、非常に金額が維持管理費を食ってるということでございます。

クリーンセンターにつきましては、御存じのように、当時設計、計画をされました段階におきまして、この今の原則として焼却灰が一番問題で、ダイオキシンとかいうのはありましたけれども、これを自分とこで出したものは自分のとこで処理すると、自己完結というのを全国的に目標にしておりました。その中で例えば、よそへ出してという形で敦賀等の問題もございますし、そういうのを安心してやるためには、自分とこで出したものは、自分とこで処理するのが原則だと。この道を選ぶという形の中で、どうしたら安定的に処理できるのかというのは当時検討されたと思います。

その結果といたしまして、お金はかかるけど、この溶融という形。溶融のメリットといいますのは、ガラス化の砂のような形になるわけでございますけれども、ガラス化質にしてしまうと、灰を。そうしますことによって、例えば、それが今建設資材で全て現在は水道の埋め戻し材の砂等で100%使わせていただいておりますが、もしもこれが建設資材かなんかで売れなくなったり、もし使用できなかった場合でも、このものはもう永久的にガラス化しておりますので、溶融と言って水に溶け出すことはございません。安心して埋め立て等にも使っていただけるということで、この技術を採用したという形でございます。

次に、現在のこのクリーンセンター、それから、環境衛生センターを含めてだと思いますが、状況という形でございます。

クリーンセンターでございますが、平成20年から24年まででございますけれども、ざっと大体全部で全て入れますと大体平成20年度が1万744、それから、現在平成24年ですけど1万935トン、年間でございますけれども、大体1万1,000トン弱で横ばいでございます。この中で厨芥ごみですが、下水の汚泥が占めておりますけど、こちらのほうのバイオマスにすぐ活用できるエネルギー源といたしましては約2,000トンが年間使用できるものと思われま。

それから、環境衛生センターでございますが、こちらにつきましても、厨芥ごみと、それから、農集の汚泥、それから、し尿、浄化槽汚泥でございますが、年間で平成24年度で2万3,465トンという形でございます。あわせますと2万5,500トンぐらいが大体今出てるという状況でございます。

この処理量につきましては、今、現在言いましたように、両施設も最近ほぼ横ばい状態でございますけれども、下水道や農業集落の汚泥の推移分析、それから、下水道、接続率、人口の減少、これを考慮いたしますと、しばらく横ばい状態が続きますが、郡上クリーンセンターでは平成27年ごろから、それから、環境衛生センターでは32年ごろから減少していくんではないかというふうに推定しております。

この一つの問題でございますけれども、生ごみ等を、今例えばクリーンセンターのほうでは燃えるごみと一緒に回収をさせていただいております。これを例えば資源として分別収集したらという

ようなことで検討をひとつ行っております。

これは、神奈川県のア野市というところがちょっとモデルで取り組みましたので、それを参考にうちのほうでもちょっと試算、計算をさせていただきました。八幡市内を特に対象といたしまして、ちょっとモデルで計算をさせていただきたいんですが、例えば、2,944戸を対象として生ごみのステーションを150カ所つくってとかいうような形でいろいろケースをつくりましてやった結果、今現在できるだろうという形でしますと、収集を週2回で約年間1,000万円という形で行ったかどうかというのを試算いたしました。

先ほどの神奈川県の例もそうですが、生ごみを各家庭に水切りバケツというのをお預けしまして、そこで入れていただいてふたして置いておくと。それを収集場所に、収集の大きいポリバケツを持って行って、そこへ集めると。それをまたトラックで集めてくるということでございますが、何が一番問題かと言いますと、やはり夏場ですとか、家のとくに置いたにおいです。ポリバケツと入れて分けても、非常に難しいというようなことが課題として上がっておりますので、このあたりも大きな課題かというふうに思っております。

それで、私どもとして、今この消火施設があるところにつきましてはいいんですが、ないという形になると、非常に施設が根本から大きく作り直さなきゃなんんということがございます。そういう形で今試算をさせていただいたんですが、そうしますと、今全部を含めまして、燃料として使用しますと、大体都市環境センターの年間の電気料の2分の1、750万円程度がクリアできるんじゃないかというように試算をさせていただいたんですが、この発電施設だけでなく、消化施設からほかのものを全てをセットになりますので、それをまた運営していこうとすると、今維持管理費が2,040万円、年間食うという、ちょっとこういうような試算を現在しているところでございます。

ちなみに岐阜県内においては、今のところ、そういう施設というのは一つもございませんし、大きなところでございますけれども、そちらのほうで少し実験といいますか、取り組みを1カ所検討をされているということでございますが、こちら側は大垣のほうでございますけど、郡上市と今全体と同じぐらいの例えば、高山でもありますけれども、そういうところについては、まだなかなか検討できる状況ではないという状況でございますので、量的にこれから検討をさらに重ねていきたいというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） なかなかすぐに可能というようなことでもございませんのであれですが、今のクリーンセンターの溶融炉については、当時のことを思うと、それは当時は、焼却灰のストックがたくさんありましたし、いい選択かなというふうには思いますが、これは2011年ですからおとしの新聞記事ですけども、こんなのがございまして。「自治体の灰溶融炉、相次ぐ休止、廃止」

という新聞がございます。ここによりますと、国は1997年度から2004年度まで焼却炉を新設する自治体への補助金交付の条件として焼却炉と灰溶融炉のセットでの建設を求めたというふうに書いています。まさに郡上市がやったところでございます。

そうでありますけれども、この読んでいきますと、灰溶融炉は、補修費用や燃料代など運転させるための費用もかさむ。灰を超高温でとくす際に、大量のエネルギーを使う灰溶融炉を吸収させると、CO₂の発生量を大きく減らせる。休止は地球温暖化対策としても有効、効果も大きい。各地で故障や事故も少なくなく、安全性を懸念する声も根強くあると。こうした状況を受けて、環境省は昨年と言いますと、おとしの前の年ですね。1997年から2004年度に国の補助金の対象になった灰溶融炉に関して条件を満たせば補助金を返還せずに運転停止や廃止にできるという内容の通知を出したということで、この灰溶融炉の休止、廃止をする自治体がふえてくるということで、これはおとしの新聞ですので、現在ではもっとたくさんの自治体が廃止あるいは休止をしておるのではないかと、こういうふうに推測をいたしますので、お知らせをしておきたいと思います。

時間がございませんので、次にいきたいと思います。

次に、施設管理ということで、今度は電気代に特化して質問をいたしたいと思います。

まず庁舎等市の管理する施設の年間の電気使用料は、どのくらいあるのかと。また、電力の自由化により、従来は中電と大手9電力以外では電気が買えなんだのですけれども、電気事業者の新電力といえますか、新電力が大量に使用する事業所にはそういうところからも購入できるというふうになったようでありまして、市においても新電力を利用していると聞いておりますが、その実績と効果についてお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、まず、庁舎と学校とか、市の主な施設の51施設の中の年間の電気代においては2億500万円程度、約2億500万円ということでございます。

それで、今御質問の新電力の関係でございますが、この51施設の中の35施設で新電力を導入してございます。

ここで、35施設の選定でございますが、やはり1キロワット当たり20円以下のところについては、既に安く購入しておるという中で、その中から、それ以外のところを選定してございます。そこで、導入に対しては、平成25年の1月から導入してございます。それで、10月末現在まで10カ月間ということで検証をしてみました。そこで新電力導入に必要なエネルギーサービスプロバイダーといえますのは、仲介の関係でございます。その料金も含めて約170万円の削減ができたという状況でございます。

（17番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ただいま報告がありましたように、市の施設だけでもかなりの電気代が必要になっておるといところでございます。そして、新電力という形で今電力の自由化がなされたことによって、それが新しい取り組みとして今も郡上市でも10カ月で100万円ぐらいは節約できたという報告でございますが、この11月の13日ですけれども、改正の電気事業法というのが成立をいたしました。これの最終目標といいますか。それは発電、送電の分離ということでありまして、議会でもその意見書を提出しておるところでございますが、一步前進したかなという感じではありますが、この発送電分離が計画によりますと2018年から20年には実現できるのではないかとということが報道をされております。

また、安倍首相は、電力自由化をなし遂げて日本のエネルギー市場を大転換するというふうに述べておられます。

また、政府は、この大規模災害、自然災害に備える基本理念をまとめた国土強靱化政策の大綱というのを11月末にまとめ、素案が明らかになったというようなことで、その中で過剰な一極集中を回避し、自立、分散、協調型国土を形成する方針を明記したというふうに報道されておりますが、その中でエネルギー供給が途絶するおそれもあり、再生可能エネルギーなど自立分散型の供給体制の導入を目指すというふうにうたっております。

そこで、さきに述べたように、全国の自治体では、発電を手がけているところもたくさんありますが、自前の電力を持つということは大変重要であると考えます。郡上市には、小水力、太陽光、バイオマス、バイオガス等エネルギーのもととなる資源はたくさんございます。そこで、5年から7年先に、この発送電分離が実現しようとしておりますので、今こそ発電事業を真剣に検討しなければならないと考えます。

市長は、以前十分に研究をするというような答弁をいただいておりますが、改めて市長の御所見をお伺いをいたしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

今、御指摘になりましたように、新しい改正電気事業法というものが成立をいたしまして、何年か先には究極的には発送電分離というようなことで、この電力事業へのいろんな主体による新規参入、あるいは電力会社同士のいろんな競争というものが出てくるということで、電気料金をできるだけ安くしながら供給をするという体制のねらいがあるということでございます。

そこで、やはり私どもの考えなければいけないことは、一つは、こういう電力供給体制の変更というものに伴いまして、例えば、現在、先ほど総務部長が申し上げましたように、新電力のそういう電気を活用するということによっていかに安く電力を調達するかということが一つは大事である

というふうに思います。そうした工夫をますますこういう情勢の変化の中でしてまいりたいというふうに思います。

それから、もう一つは、確かにそういう再生エネルギー、新しい電力の供給、いろんな道が開けてくるわけですので、いわゆる自前のおっしゃいましたが、そういう発電というものをどう考えるかと、こういうことだろうと思います。

私は、基本的には、先ほども総務部長から答弁しましたように、いろんな形で市の公共施設の電力料金を少しでも安くするということを基本的に考えて、その方法はいかにあるべきかということを考えなければいけないというふうに思っておりますので、そういう意味ではいろんなもちろん自前の事業主体としての発電ということについて、いろんな可能性はございますが、そういうものはやはりそのことによって生み出せるいわばプラスの節減できる、あるいは売電をすることができるというような形で得られる収入というものと投下をしなければならない資本のコストというものを十分考えて、これから対応していく必要があるというふうに思っております。

なお、そのいざというときに危機管理という意味で自前の発電能力を持つ必要があるという、一方、そういう意味の危機管理に備えるという面もございます。そういう意味では例えば、避難所であるとか、そういったところの近くに小水力で必要最小限のいざというときの自前の電力の供給体制をとるといったようなことも、これはある意味では採算というものを度外視してというか、そういう形で一定の危機対応としてとるべき体制も必要であろうかというふうに考えております。今後電力の供給の体制の変化に応じて、あるいはまた技術の向上、変化というものにに応じて郡上市としてとるべき方策というものについて今後も検討を進めてまいりたいというふうに思います。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ありがとうございます。ことしは八幡城の再建80周年ということでいろんなイベントが年間を通して行われました。先般、クロージングセレモニーというのがありまして、その挨拶の中で、市長初め来賓の皆さんから異口同音に先人の偉大さ、80年前の財政難のこのときに、よくぞ再建を決断しなすげたというような称賛の言葉がございました。私も同感であります。

これは、今、将来にわたって後世に残る偉業として当時の町民の全員が賛成したことではなからうと思いますが、やって今はそのおかげで恩恵を受けておるということでもありますので、この発電事業についても後世に残る偉業として真剣に取り組んでいただきますことをお願いして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） 以上で美谷添生君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。よろしくお願

ます。

(午前10時55分)

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時09分)

◇ 森 喜 人 君

○議長（清水敏夫君） 3番 森喜人君の質問を許可いたします。

3番 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきますと思います。

きょうは、まず、東京郡上人会についてということで御質問をさせていただきたいと思います。

大都市とのネットワーク構築推進事業、郡上人会の設立を実施したと報告を受けました。ケーブルテレビ等でも放送をされているわけですが、私もこのふるさと郡上を語る会というのも、これDVDで昨晚見させていただきました。

見てみるときょうの質問の内容も入っていきまして、非常にさすがだなと思っておりましたけれども、まず、6月に交流会が行われ、そして、10月にふるさと郡上を語る会というのが開催をされております。その結果と感想についてまずお聞きをしたいと思いますし、それから、来年度以降の企画計画等につきましても、お聞きをします。

そして、あわせて関西圏での郡上人会、名古屋郡上人会等の計画があるのかどうか、あわせて3番目までお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

今、お話がございましたように、郡上市では郡上市をふるさととしておられて、そして、郡上市外へいろんな方が住んでおられる。そういう方とのぜひつながりを強めていくことによって、また、そういう方にも郡上市の発展のために応援をしてもらいたいと、そんなふうに考えておるところでございます。

郡上市では、住民基本台帳というものを管理しているとともに、戸籍というものを管理しているんですけども、郡上市が管理をしている戸籍、いわゆる原本籍ですね。郡上市を本籍地としている方というのは、ざっと勘定しても6万4,000人かぐらいはいらっしゃるということでございまして、今郡上市の人口が4万何千人という形であるわけですが、全部の方が郡上市の本籍地ではない

と思いますので、言ってみると郡上市に住んでいる方の、郡上市をふるさととしている方のほぼ半分ぐらい近くの方は、郡上市外に住みながら郡上市を自分のふるさと、ルーツは郡上であるという形で暮らしておられる方が相当多数いらっしゃるということであって、そういう方をぜひつながりを強めていきたいというようなことでございます。

そういうことで、とりあえずまず東京圏に住んでいらっしゃる郡上の出身の方、あるいは今回は必ずしも厳密に郡上出身でなくても、郡上に何らかのゆかりがあるとか、ファンであるとかいうような方にも御出席をいただいた方もいらっしゃるわけですが、そういった方を中心にいたしまして、去る6月の29日、これはことしの「郡上おどり in 青山」の初日の日で行いましたけれども、このときにあわせて集まっていただきました。約150人ほどの方がお集まりをいただきました。そこで大変こういう集まりをまず持ってくれたということに対して、お互いにいろんな方が顔を合せることができたということで大変喜んでいただいております。

そこで、東京郡上人会というものをつくりましょうよという御提案をし、賛成をいただいたわけですが、正式の東京郡上人会の発足というのは来年の6月ぐらいにというふうに総会を開いて正式には発足しようというふうに思っております。それに先立ちまして、去る10月の11日に6月にお集まりいただいた方の中で、出席していただける方に、お声をかけまして、ふるさと郡上を語る会というようなものを持ち、こちらのほうからも議長さんあるいは商工会長さん、観光連盟会長さん等出席していただきまして話し合いの場を持ったということでありまして、非常に郡上を離れて、東京近辺でお暮らしの方は、郡上に対する思いが非常に強くて、ぜひともその郡上のよさというものが離れてみてよくわかるので、そのよさを今後とも守っていただきたいと。あるいはそういうよさというものによって、もっともっと人が呼べるんじゃないかというような御提案もいただいたところでございます。

大変郡上をふるさととしながら、東京近辺でお暮らしの方、あるいは現役時代にはいろんな分野で御活躍だった方の持つておられる視野といいますか、そういうことは非常に素晴らしいものがあると。いろいろと敬重に値する御意見がお伺いできたというふうに思っております。

そういうことで、これはやってよかったなというふうに思っておりますが、来年度、これからの展開については、先ほど申し上げましたように、まずは来年の郡上おどり in 青山の催し等にできれば機会をあわせて正式に発足したいというふうに思っております。

また、今後の東京郡上人会の展開ということで、過日、市長公室長等担当者が行って幹事役をやってくださる予定の方々等と今後の展開についてお話をしてみたいけれども、そういう場でもぜひともふるさと郡上の応援団になりたいということであり、また、一度そういうみんなでふるさとへ回帰探訪といいますか、そういうようなツアーも組んで、そして、単に見てくるということだけでなしに、やはりそういう方々がまた、現地の方々と今度はこちらの郡上のほうで意見交換を、

交流をするようなそういう場も持とうじゃないかというようなお話があったということでございますので、来年度に向けて具体化をしていきたいというふうに思っております。

こういういわゆる郡上人会というか、ふるさと会というものでございますが、関西やあるいは、名古屋、あるいは岐阜といったところをどうするんだと、こういうことでございます。かつて近畿郡上会というような会がありまして、私も平成20年ごろに就任早々出かけたことがございますが、なかなかこういうものっていうのは、ある一定の年齢層の方が担っておっていただくんですが、みんな高齢化してくると、なかなか若い方が入ってこないというようなことで、その維持が難しいというようなことで、たしか近畿郡上会という会は、そのものは今は解散ないしは休止ということで、むしろ近畿岐阜県人会とか、そういうものの中に合流をするとかというふうなことをやっておられるというふうに思っておりますし、また、京都岐阜県人会というのは、大変しっかりした組織を持っておられまして、毎年やっておられまして、ここのタイアップで例の郡上おどり i n 京都が実現をしているということでございますが、こうした関西の方面の関係の皆様方とも結びつきを強めてまいりたいと思いますけれども、ただ、独立した、例えば京都郡上人会というのはあるわけではありませので、今後どのようにしていくか検討してまいりたいというふうに思います。

また、名古屋にも白鳥の牛道の出身者を中心にしたような形でその広がりがつくられた名古屋、いわゆる名古屋郡上人会のようなものがあるというふうにお聞きをしておりますけれども、まだ、組織の実態をよく把握しておりませんので、そうしたところともどのようにしていくのかということも検討課題だというふうに思っております。

岐阜には岐阜郡上人会というのがございまして、これはしっかりした組織を持っておられて、毎年毎年大体2月ごろに開催をされまして、私どももお招きを受けて行っております。それで、ここについては今後とも結びつきを強めてまいりたいというふうに思います。

いずれにしろ、こうした関西圏、あるいは中京圏、あるいは県内の岐阜といったようなところの郡上の方々とのかずなというものも今後結びつけていかなければ、強めていかなければいけないと思っておりますが、まずはちょっと当面、東京郡上人会をしっかりと軌道に乗せてまいりたいというふうに考えているところでございます。

(3番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 先般、まちづくりフェスティバルで、T型自治というんですか、そういう話がありました。いわゆる夫婦がいて、そこに子どもさんがいて、どこ行ってるかということですね。把握をして、そうした人たちに地元の自治会に参加をしていただくということなんですが、これも既にやってるところもあるそうで、八幡の相生地区なんかはそういったことをやってるという話を自治会長言ってみえました。

また、明宝のお祭りなんかも、やはり町の人たちに役をやっていただいたりとか、そうしたことをしながら、やっぱりこの郡上に興味を持ってもらうということといいですか、やっぱり関心は当然あるわけで、郡上の出身の方々は、非常に愛着を今言われましたように、持っておられるわけですので、そうした方々をもう一度お祭りのときとかお招きするとか、そういうことをぜひやられるといいのかなということを思いました。

先ほど名簿の話でいいですか、戸籍の話もされましたけれども、そうした名簿づくりというものをしっかりやっていかれるとおもしろいのかなというふうに思います。私も私の自治会のほうでやってみようかなというふうに思っておりますが、また、そうした形で東京郡上人会をスタートいたしまして、大阪、また名古屋のほうも充実をさせていただきたいというふうに思います。

私もこのDVDを見させていただいて、非常に素晴らしい方々が見えるんだなということも思いましたし、また、この話の内容も非常に参考になりました。

実は、私、次のテーマなんですが、いわゆるマグネットという、キーワード、マグネットということなんですけども、これ2005年に黒岩祐治さんという、今神奈川知事やっていますが、マグネット国家論というのをちょっと読ませていただいて、これ2005年ですので、もう既に8年たってますから、もう言い触らされた内容もたくさんあるんですけども、非常にマグネットという言葉一つとってみても非常に参考になるといいですか、郡上がいかにマグネット、磁力、魅力を持つかということだと思いますが、そういうことをどういうふうにやっていくかというこの本であります。

その中で書いてありますので、ちょっとだけ紹介をさせていただきますけれども、これは実は日本マグネット論なものですから日本のことが書いてあるんですけども、その中では地域が活性化をする、地域がそれぞれマグネットになっていくということが重要だということが書かれております。

その中で、地域の代表、これも古い話といいですか。皆さん、よく御存じの話なんですけれども、黒川温泉ですよね。黒川温泉の観光カリスマ、後藤哲也さんの話が出てまいります。この方が、やはり黒川の温泉を何とか盛り返したいということもあるんですけども、この黒川、後藤さんという方が出てまいりましてやったことは、やっぱりこの黒川に対するその本当の危機感といいですか、この黒川をどうするんだという、もう落ちぶれていつてしまっているこの黒川をどうしようかという本真剣に立ち上がった人の話なんですけれども、この方がやっぱり言っているのは、磁力がないところには、やっぱりイベントをやっても逆効果だと。イベントやればやるほど、その来た人ががっかりしてしまうというんでしょうか。そういった状況というのは、郡上にもたくさんあると思うんですね。

ですから、いかに磁力を持つかという、どうやったら磁力を持てるかということなんですけれども、このDVDの中にありましたけれども、山川さんが言っていましたけれども、やっぱり本当の危

機感を持つときには、若者、よそ者、ばか者というこの3つの話もしてました。そうした人たちをいかに見つけ出していくかということなのですが、この3章に書かれておりますけれども、それをまとめてちょっとみますと、こういうふうに書かれます。

低迷している地域の組織の共通点は、他人のせいにする症候群に陥っていることだと。ただし、他人のせいのせい症候群にかかっている間はまだ余裕があると。もっと状況が悪くなって本物の危機感が芽生えたとき本当の再生が始まると。逆に言えば、本物の危機感が芽生えていない間は絶対に再生はないと。地域再生のために必要な3大要素は、今言いましたように、若者、よそ者、ばか者であると。これはひとつ、若い人ならではの柔軟な発想、2つ、外部からの新しい機転、3つ、徹底的なこだわり、常識にとらわれない大胆な発想を意味している。これが全部そろったときに、初めて大胆な改革がなされるというふうに書いてあります。

そして、本当の顧客重視とは、客の視点に立つことであると。経営者の視点から客のことを考えるのと、客の視点で客のことを考えるのとは全く違うと。そうして、視点を変えれば、必ず気づきがある。この気づきが再生において大変重要な要素であると。磁力を生み出すキーワードは、らしさである。そこにしかないもの、その土地ならではの魅力に特化させることでらしさは出てくると。このらしさというのは、個性化であり、コンテンツ化であり、オンリーワンであると、これも山川さん言っていましたが、こうしたことが書かれておりまして、いわゆる本当の危機感ということがあって初めて真の改革がなされていくというふうなことなんです。

それで、ここにも書いてありますが、カルロス・ゴーンのニッサンの話も出てまいりますし、それから、アサヒビールですね。樋口さんの話も出てまいります。これもやっぱりそうしたことに気づいてやっていくということが、やっていった結果が、そういった再生につながったんだということなんでありますが、郡上において、市長はどういったことを今の話を聞いて思われるかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 地域において、やはり再生を図っていくためには、本当の危機感を持たなければいけないというのは、まことにそのとおりだろうと思います。いたずらに将来を悲観する必要はないんですけれども、やっぱり実態を見ながら危機感を持って、そして、自分たちでどうすればいいんだろうということを真剣にやっぱり考え行動していくということが地域を救うものになるというふうに思いますし、そういう際に先ほどの若い人、それから、よそから来た人、あるいは何か1つのことに真剣に打ち込める人というような人、そういう人材が必要だと思います。

郡上にはそういういろんな人材がいっぱいいらっしゃるというふうに私は思っております。郡上においてマグネットは何かということ、人々を引きつけるものは何かということですが、それは、よく言われるように、自然であり、伝統文化であり、そしてまた人であり、そして、やはりこの

1000年以上積み重ねられた郡上の風土というものがあるわけでありますので、そういうものを生かして、やっぱり郡上の市民の皆さんが閉ざされたふるさとづくりでなくて、外へ向かって開かれたふるさとづくりということをする必要があるというふうに思っています。そういうものの一つが、やっぱりそういう郡上出身であるけれども、今は外で働いておられる、住んでおられる、そうした方の力をお借りするというのも一つのやはり道ではないかというふうに考えております。

(3番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 本当にそのとおりだと思います。いろんなところの出られた方々のお話を聞いても、結局、行動するのは住んでる人たちであります。我々がやはりこういった危機感を持てるかどうか。そういうやはり市としていかにこの危機感を提供するというんじやおかしいんですけど、そういうふうな思いにさせるかどうかということもあると思いますし、やはりそういった人を、そうした人がいれば、そういった人を生かして地域づくりをやっていくということが必要なんだろうなというふうに思います。

本当にこれは市長だけの話ではありません。本当に私たちの話でもありますので、そうした自覚を持って地域づくりをしていかなければいけないなというふうに思うわけであります。

2つ目の質問にいきたいと思います。

このDVDの中にも市長が話をしておりましたが、いよいよ中国木材という話であります。私はこの2つ目のテーマに木の市、郡上、これ木のくにと読むんですけど、木の市、郡上を目指してというふうに上げさせていただきました。

そして、その内容は、これ市として何ができるかというテーマでありまして、そのことについてお伺いをしたいと思っております。

中国木材の製材工場の誘致で、郡上の木を希望どおりに供給できるかという問題もあります。6月に質問いたしましたし、市有林の関係で総務常任委員会として日吉森林組合も行って勉強もしてまいりました。

ですから、今回は、次の次の段階の質問をさせていただきたいと思います。

何といっても、需要がない限り、供給をしても意味がないのであって、大工さんから工務店、そして、行政全てが一丸となって市内外に向けて売り込むということが重要であるというふうに考えます。まさに郡上市を上げた6次産業化といいますか。そうしたことが必要だというふうに考えるわけであります。

建築に関する仕事は、裾野が非常に広いわけでありまして、我が市の発展に大いに関係があり、製材工場とともに郡上材をPRしていく準備をすべきだというふうに考えております。

全国的に、民間新築着工件数は90万件から3年後には50万件に減るというふうに言われておりま

す。これは、2年間の消費税アップ、8%さらに10%というふうに上がりますので、そういう駆け込み需要ということもあるんだと思いますが、90万あったものが50万に下がるわけであります。一番いいころは大体190万ぐらいあったんですけども、それがどんどん新築件数が減っている、激減しているわけであります。

単価も今2,000万円前後がかなり多くなっているというふうに思います。私も実は、ある工務店に勤めて、わずかでありましたけど勤めておりましたので、少しだけ知識があるんですけども、いろんな今団地も高齢化してきております。立派な家を建てて団地に住んだ人たちが、どんどん本人でいいですか、御夫妻だけになってまいりまして、その新しい建物に変えるわけですが、大体25坪とか、そういう平屋の建物に変えていく、そういうふうな状況になってきておるわけであります。

ですから、そういう中でいかにこの工務店の力をつけていくか、郡上の工務店の力をつけていくか。これは、非常に大きな意味があるんじゃないかなというふうに思っています。ある面工務店を叱咤激励する意味の質問になってまいりますけれども、その私が勤めておりました中堅この工務店は、やはり郡上に比べまして、郡上の工務店に比べて非常に営業力があると感じておりました。

特に、乾燥施設を持ってる工務店がほとんどでした。郡上は乾燥施設持ってる工務店で、小さなところはあるらしいんですけども、大手で乾燥施設持ってる工務店はありません。

そして、ブランドの東濃ヒノキというものがありませんでしたので、そうしたものを売りにして、どんどんどんどん頑張っていたことを覚えております。

質問でありますけれども、現在の郡上市の工務店のその着工数でいいですかね。郡上市内と、それから、郡上市外ですね。どのぐらいの建物を建てているかということがわかれば教えてください。

それから、どのようにすれば営業力をアップすることができるのか。そのために、市がどういった指導ができるのかということも教えていただきたいと思います。さらに、官民を挙げての木の市、郡上をPRすることが必要じゃないかと。

旧加子母村というところがありました。これは、今中津川市に合併をされましたけれども、あそここの工務店、そして、東白川村なんかもそうなんですけど、これ市外に、もしくは村の外に新築をした場合には、そこに首長が行って、首長以下職員が行って、上棟式に参加をして、次の着工に結びつけていくんですね。そうした営業努力を行政がやっているわけです。そうしたことが果たしてできないのかどうかということでもあります。

それから、製材会社が生きる道も必要だと思います。中国木材というのは、ある程度一定の規格の材をつくると思うんですけども、それ以外の材を他の製材工場がつくって、そしてやっていくということも、そういったことを指導することも必要ではないかと思いますが、そういった点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 消費税の税率の引き上げに伴って、現在その引き上げ前にとりかかっている住宅の着工戸数が伸びており、それがただ引き上げ後は今度は反動で大分少なくなるだろうと、先ほどおっしゃったような予測がされているわけでごさいます、非常に厳しい状況に製材とか工務店は直面をするということは仰せのとおりだというふうに思っております。

私の手元には、例えば、現在郡上市内の住宅の着工数は、平成24年度の統計では127戸ほどというふうになっております。ただ、今市外のほうほどの程度郡上市内の工務店さんが行って受注をしてやっているとすることは、ちょっと私の手元には今数字を持っておりません。

ただ、かつて先ほども例にお出しになりましたが、岐阜県では、いわゆる産直住宅ということで、岐阜県外へその住宅の受注を広めていこうということで、実は、郡上市にもたしか大和のどっしり住宅とか、いろんな産直組合があったんですが、そのときには、先ほどお話があったように、一定の施主に対して県や市町村もお金を出して、その支援をするという仕組みがございましたが、現在は、そういう郡上市内には産直住宅という形の団体はなくなっているというふうに承知しております。ただ、工務店さんの中には、やはり郡上市内だけにとどまっていたのは十分な受注ができませんので、いろんな、特に愛知県下であるとか、そういったところへ出かけて行って、営業事業をやっておられるという方々がいらっしゃることは承知をいたしております。

そこで、その製材とか、工務店、こういったところのやはり営業力といいますか、そういうものをつける必要があるということではありますが、この点については、今県の林政部のほうで、例えば製材工場の経営者向けに経営力強化セミナーとか、あるいは個別コンサルティングというようなものを行っていただけます。また、工務店向けにも経営力強化とか、いかに魅力のある住宅の設計を提案するかというようなことで、そういう力をつけるためのセミナー、コンサルティングというようなものを行っていただけますので、市としては、ぜひそういうセミナーに参加してくださいということと呼びかけ、御案内をするということが当面必要であるということで、そういう努力をいたしているところでございます。

いずれにしろ、郡上市内だけにとどまっていたのは確かに着工件数というものも大幅な増加ということはなかなか望めないもので、そうした形でやはり積極的に郡上の優秀なその大工の技術、あるいは郡上産材というものをもって、引っさげてやっぱりそういう形で強力に外に向けても営業をし、事業を展開する必要があると。郡上市としてはそのために、できるだけの応援をしたいというふうに思っています。

（3番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 東白川村ていうのは、大変小さいんですけども、高鷲ぐらいの人口ですね。3,000ちょっとです。あそこの人たちに聞きますと、本当に補助金も国からもらわないぐらいで、組合も、森林組合も。本当に官民一体の取り組みをしておりますけれども、さらには、彼らは海外にもいよいよ木を送っていこうというようなことも大胆に考えておりますので、先ほどお聞きしましたように、127戸なんていうのは、非常に郡上全体で127戸って少ないなと思ったんですけども、私がおりました工務店でも1つの工務店で90戸1年間でやってました。本当にすごい、私も営業をやらせてもらったんですけども、大変な営業マンの実力であります。1人で10戸ぐらいやる人もいましたので、そういったやっぱり営業マンを育てないといけないなと思いますよね。そういったことをぜひお願いをしたいなというふうに思っております。

それで、2つ目なんですけれども、いよいよ2020年には東京でオリンピックが開催されることになりました。ちょっと知事がちょっと大変な状況でありますけれども、それは別として、東京一極集中という批判もあるかもしれませんが、東京をターゲットにしない手はないということだというふうに思います。

その中で、みなと森と水ネットワーク会議というのがございます。これは、全国で69自治体が参加をしているわけですが、岐阜県からは高山市、それから、先ほど言っております東白川村、そして、青山さんの関係で郡上市ということだと思います。強力に市がリードする体制をつくらなければならないと考えますが、どうされるかということであります。

さらには、この事業に焦点を絞っているほかの自治体、高山、東白川村との連携というものもどういうふうにされるのかということもお聞きしたいと思います。

郡上市は、先ほど言いましたように、青山藩の関係で大変つながりが強いわけですが、林業では、これは後塵にも拝しているというふうに思います。東白川村は、東濃ヒノキで有名な地域でありますけれども、時代は構造材から、いよいよ内装材とフローリング材というものが重きを置かれまして、こういったニーズに焦点を絞って、彼らはもう取り組んでおります。ですから、そうした材をいかに東京に向けて送っていくかという体制を郡上市でつくれているかどうかということですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お話がございましたように、東京都港区と、それから、全国の林業地を抱えている自治体が集まりまして、みなと森と水サミットというような集まりを持っておりまして、その中で、港区のいわゆるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度と、こういう制度を港区考えてくられまして、港区内で一定の建築面積を持つ建物を建てる事業者に対して、その事業者が木材を使った場合に、木材に含まれる炭素を、木材を使用するという形で固定をするという形で環境に貢献することで港区としては一定の認証をしますよと。こういう制度をつくっているわけです。それ

で、そのための木材の使用ということで、その交流のある自治体の地域産材を使ったいろんな製品を登録して、そして、その建物を建てる事業者を選択をさせると、こういうことでございます。

それで、郡上市は、早くからこのサミットに参加をしておりましたので、当然手を挙げておりまして、現在のところは、郡上産材を使ったそういう内装材とか製品を全部で10ほどの民間業者が、その郡上産材を使った製品ということで、そういう港区のこの認証制度にかかわる事業者に提案をしてるという段階でございます。

そういうことでやっておりますが、ちょっと悔しい思いをしております、まだ残念ながら郡上産材を使ったその製品をいわば施主のほうで選択をしてもらっていないということでございまして、むしろこのサミットには遅くから参加をされましたけれども、東白川村の東濃ヒノキは、かなり需要があるというようなことで、ちょっと先ほども申し上げましたように、悔しい思いをしてるんですが、ぜひともこの仕組みを通じて、郡上産材も選んでいただけるような、やはり製品の提案をしていかなければいけないというふうに思っておりますし、それから、かなり東白川村さんのほうには、そういういろんな需要もあるようですので、ぜひともまた、いろいろノウハウも教えてもらったり、あるいは連携できる場合は連携をするというような形で実効を上げていきたいというふうに思っております。

(3番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） ぜひいいところは学んでやっていただきたいと思います。

それから、人材育成ということについて質問をさせていただきます。

これはもう既に何か2人ほど——お二方ほどの答弁でありましたけれども、ちょっともう少し私は聞きたいと思います。

北海道下川町の林業の様子なんかをお伺いしますと、5名の職員を国へ出向させているということを知っておりましたし、そうした形で新しい情報を国から直接入手をして、人脈を構築し、現在の国直轄事業に結びついているという話を聞きました。

郡上市も将来に向けて林業のみならず、各分野で国とのパイプを築くべきと思いますが、いかがでしょうかということなんです。

さきの質問の中で市長はオン・ザ・ジョブとか言われましたが、それから、今の若者はフェイス・ツー・フェイスが苦手だというような話もされておりましたけれども、私は逆に、そういうことであるので、出向とか研修は必要だというふうに思っております。

さらになぜ必要なのかという理由なんですけれども、3つほど考えました。これは今の時代が時代だからだということです。というのは、これよく言われることですが、明治維新とか戦後に続く変化の時代なんだということだと思います。これは未来を模索する上で国の視点を持つことが極め

て重要だということを私は申し上げたいんですね。

それで、ネット等で勉強できるということも言われましたけれども、しかし、私はそうではないと思うんですね。やっぱり国に直接行って、そうした人たちに接して、そうした人たちからまた、いろいろな知恵ももらい、人間関係もつくっていくということをいかに構築できるかということは極めて重要なことだというふうに思っております。

これは、長い目で見れば永遠の財産になるんですね、人間関係って。そういったネットでちょろちょろと見るだけじゃないんですよ。そうしたこともぜひ御理解いただきたいし、2つ目でありますが、今議会も改革を進めておりますけれども、これは、2000年に地方分権一括法というのが制定されて、国と県と市が同等の立場に立ったんだということです。まさに地方分権の時代に入ったわけです。

そういうことであれば、やはり国と同じ並列の立場に立ったということは、それだけの実力をやっぱり国に行って身につけておかなきゃいけないと、私はある面思うんですね。そうしたことをぜひ御理解をいただきたいし、それから、ベストセラーになった本の中に、スティーブン・R・コヴィーの書きました「7つの習慣」という本を市長お読みになったでしょうか。この本の中に、目のことをやることは非常に厳しいと。より未来の課題に備えることが人も伸ばすし、組織も伸ばすんだというようなことが書いてありました。

そうした意味で、やはり今現実にはオン・ザ・ジョブで勉強することもいいんですけども、しかし若い子であれば、先を見通したことを、より将来のことをこの展望して考えること。全員ということではありません。この職員の中でやはり2名か3名か。そのぐらいの数はやはり国に派遣をしていくべきではないかなということを私は思って、将来に蓄えておくことが必要ではないかなというふうに思っております。

国会議員の秘書の事務所に電話をして確認をしたら、これは形態は、出向と研修生という2つの形があって、出向は給与とか住居は国持ちであると。研修生は自治体持ちであるというようなことも聞きましたけれども、そうしたことも含めてできれば出向というような形で取り組んでいただけないかなということを思います、いかがでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） よく検討をしたいと思います。ただ、私は、この前の御答弁でも申し上げました。今もお話が出ましたが、地方分権の時代に最大の職員の養成の場はその地元の自分たちの自治体の現場にあるということであって、霞が関へ行って、行ったら何か即いいということはないというのは私の信念です。ですから、その国への派遣、研修ということを否定はしませんし、一定のそういう条件があった場合に、そういうことをするという事は私も否定しないし、考えていきたいと思いますが、ただ、霞が関へ派遣すれば人材が育つという考え方は私は持っておりません。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森 喜人君) 郡上人は、やっぱり引っ込み思案なんですよ。そうした意味では、やはりいろんな経験をさせてあげること。やっぱり先ほどの建築の営業でもそうなんですけれども、やはり外に出て勉強すること必要だし、やっぱりこの職員の皆さんもやはり外に出て勉強することが必要だというふうに思いますので、じっくり考えていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(清水敏夫君) 以上で森喜人君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時50分)

○副議長(武藤忠樹君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番 兼山悌孝君は所用のため早退であります。

(午後 0時59分)

◇ 古 川 文 雄 君

○副議長(武藤忠樹君) それでは、10番 古川文雄君の質問を許可いたします。

10番 古川文雄君。

○10番(古川文雄君) 失礼をいたします。発言のお許しをいただきましたので、大きくは3点でございますけれども、4項目について質問させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

1点目でございますけれども、来年度予算編成の方針、重点と予算規模についてでございます。

現在、来年度予算編成に向けまして関係部局を中心にヒアリング、財政調整が行われているところであるというふうに思います。特に昨年末以来、安倍政権になりまして、アベノミクス効果は大手企業にはよくなったかもしれませんが、地方における郡上市内においては依然として厳しい経済、雇用環境にあるというふうに思います。

そんな中で基金も有効に活用いただき、経済対策事業、生活基盤の整備事業等を積極的に進め、郡上地域経済を元気にしていただきたいと強く願うところであります。

来年度予算編成に向けまして、市長さんの具体的な方針と重点、予算規模、主な取り組み事項、事業についてどのように考えておられ指示されているか、お尋ねをいたします。

また、11月17日の新聞報道によりますと、総務省は、平成の大合併で誕生した自治体を支援するために、来年度から役所の支所数に応じて地方交付税を加算する方針を固めたと報道をされました。そのような中で来年度の交付税を初め市税を概算どの程度と想定をされておられるでしょうか。

また、来年度から新市建設計画が5年間延長されまして、その初年度に当たる年であるわけでございますけれども、どのような方針で具体的にどのような事業に予算をつけられますか、お尋ねいたします。

1点目よろしくお願い申し上げます。

○副議長（武藤忠樹君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

来年度の予算編成の方針、重点と予算規模等々について御質問があったわけでございますが、まず、来年度、平成26年度の予算は、いよいよ合併11年度目という新しいフェーズへ入っていく大変重要な年であるというふうに思っております。

また、御指摘のように、なかなかアベノミクスという経済の立ち上がり、これが地方になかなか波及をしないというようなこともあり、また消費税率の引き上げということに伴ういろんな諸般の影響もあるというふうに見込まれますので、来年度の予算編成が非常に重要な年になるというふうに思っておるわけであります。

ただ、まだ来年度の予算編成についての各部局との重点協議もこれからということでございますので、余りまだ具体的なことは申し上げられませんが、まず第一に、平成26年度の一般会計の予算規模については、平成25年度が当初予算で278億円でしたが、来年度、財源面からいたしますと、例の交付税の合併算定がえの段階的縮減による減少、あるいは公債費負担適正化計画による市債を、通常債の枠を今まで25億円としておりましたが、来年度から20億円という今設定がしてありますので、そうしたもので起債の財源が5億円ほど減るというようなこと、あるいは先ほど申し上げました交付税の合併算定がえによる特例加算分の1割が減少すると仮定しても3.6億円ほどの減少というようなことがございますので、平成26年度の予算規模はそういう財源面からいうと、270億円をかなり割り込んだ数字にせざるを得ないのかなと思っておりますが、なお、いろいろと今度は経費の積み上げの面からも検討をして適切な財政規模にしていきたいというふうに思っております。

予算編成に当たりましては、今各部局には市の総合計画、後期基本計画等に掲げる市民の「安全、安心、活力、希望」という基本理念をもとにして福祉、子育て、あるいは産業振興、社会基盤の整備、行財政改革というような柱をもとに、一つ、政策あるいは予算案の立案作業を進めるようにと、こういうふうに指示をしておるところでございます。

お尋ねの交付税の関係ですけれども、今申し上げました合併算定がえ、これが郡上市の場合は来年度からその縮減が始まるということでありまして、去る10月中でございましたけれども、全国のそういう同じような立場を持った市町村が東京で相集まりまして、私のほうでは副市長に出

席をしていただきましたけれども、そういう合併算定がえの段階的縮小ということはあるけれども、平成の合併は大変合併によって広大な市町村ができてきておるので、そういう財政需要を正確に把握した交付税算定のあり方というものについて強く要望したところでございます。その会議は10月16日で行われました。

そういうような要望も受けて、過日、先ほどお話がございましたように、総務省のほうでは、この合併算定の段階的縮減の期限等を延長するとか何とかということは適切でないかもしれないけれども、その広大な自治体の財政需要を交付税の需要額の算定においても、正確にその把握をするということについてはやっぱりその必要性があるだろうということで、その新聞報道のように、例えば広大な自治体で支所を持ってるということについてはやはり何らかの形で支所の算定というものを交付税需要額の算入に反映をすべきであるという考え方は総務大臣も示されたところであります。

ただ、具体的にその支所の経費を基準財政需要額にどのように算入するかということについてはまだちょっとよくわかっておりません。したがって、ああいう新聞報道はされておりますが、それによって郡上市の需要額の算入がどの程度になるのかちょっとわかりませんので何とも言えませんが、私どもとしてはこういう支所の必要性を認めていただいて、大いにそこについては反映をしてもらうように期待をしているところでございます。今後も努力をしたいというふうに思います。

交付税の財源の問題をめぐっては、御承知のように地方法人住民税の一部をその交付税財源に組み入れたらどうかという議論が今起こっておりまして、非常に富裕な自治体からは大変な反対が起きてるということで、新聞報道上は総額で6,000億円とも言われるそういうものを新たな交付税財源として組み入れたらどうかという話もございますが、これも流動的だと思います。

それから、もう一つ、非常に来年度の予算編成の中で交付税の問題としては私どもも心配をし注目しておりますのは、リーマンショック以来、そして特に東日本大震災以来、地域の活性化を特に図らなければいけないということで、交付税財源全体で約1兆円ほどの特例加算という加算枠というものがございました。これによって需要額を郡上市の場合ですと数億円を算入してもらったということがありますが、この辺が非常に財界とか財務省とかそういった筋からも速やかに特例加算枠という、いわば非常時体制はやめるべきであるという議論が出てきておりますので、来年度の交付税の総額が実際問題どのようになるかということについては非常に流動的であるというふうに思っております。

そういうことを受けまして、そういうものの見きわめをしながら予算編成を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、御指摘のように新市建設計画の延長を今お願いしておるところでございますが、そういうものの中でやはり同じように必要な施設の整備等を進めてまいりたいというふうに思っております。

来年度の投資的な事業としては、やはりできるだけ枠は確保したいと思いますが、でき得る限り26、27年度の両年度にわたって小中学校の耐震補強をおおむね済ますようなことで考えていきたいと思っておりますし、また、今年度解体整備費を組んでおります和良の振興事務所、土砂流出特別警戒区域に当たってるようなあいう事務所について、やはり消防防災の拠点というようなことも含めて、新事務所の建設等にもでき得れば取りかかってまいりたいというふうに思っております。

話あっちこっちしましたが、あと税のほうの問題はいろいろ税務担当課のほうで検討いたしておりますが、来年度のおおむねの市税の予算枠は大体49億円ぐらいということで、今年度よりいろいろと諸要素を勘案しますと3,500万円ぐらい、0.7%ぐらいの減ではないかというふうに今税務担当のほうでは見ているところでございます。

いずれにしろ、こういういろいろな諸要素を勘案しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

実質公債費比率を何とか25年度の決算で18%を切って、そして、その後は18%以上にいかないように財政運用したいと思っておりますので、そういうことを含めて来年度の予算規模あるいは内容を決めていきたいというふうに思っております。

(10番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） ありがとうございます。特にこれから来年に向けまして大変な時期になるかと思えます。どうかよろしく願いを申し上げたいと思えますし、特に、今、御配慮は投資的な部分でという話もしていただきましたけども、やはり何といいましても今こんな状況でございますので、やはり郡上が元気になるための経済対策、また生活基盤の整備事情等々もまだまだ未改良の分が多ございますので、何とか積極的な御配慮をいただきたいなということとあわせまして、もう一点は、最近特に65歳までの再雇用等々が出ております反面、若い方々の職につくという問題についてもかなりの課題やら問題もございますので、そこらあたりの若い方々の職場の確保やら雇用対策等々、若い方が定住できるような御配慮をお願い申し上げまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目でございますけれども、下川町との友好姉妹市町の締結と交流でございます。先日の議会常任委員会の視察研修で北海道の下川町を視察させていただきました。下川町は森林・林業分野においてすばらしい取り組みをされており、現地視察を初め意見交換の中で研修で得るものは数多くありました。

当下川町へは明治34年に高鷲村から開拓団として25戸60人の方々が集団移住をされ、その後、明治、大正、昭和と最終的には約250戸の方々が下川町を中心に開拓移住をされたというふうに聞いております。その方々の子孫が現在も要職につかれるなど活躍をされております。下川町長さんも

高鷲村からの入職による開祖の町として母なる村、母村として高鷲町に大変敬意を表されております。

そのようなことから、この2日間の郡上からの研修参加者に対しまして、町長さんを初め町の幹部の皆さん、また議長さん初め議員の皆様方から心温まる格別の御配慮とおもてなしの対応をいただきまして、郡上への熱き思いを感じて帰ったところでございます。

高鷲村時代からのかかわりをお聞きますと、昭和49年から交流が始まりまして、下川町施行100周年の平成12年からより活発に行政交流が行われてきたという経緯を聞いております。

森林が90%以上を占める郡上市にとっては、森林、林業、産業、文化面等、幅広い分野の取り組み等において勉強になることが多い町であるというふうに感じた次第でございます。ぜひともこの機会に、来年に向けまして友好姉妹市町の提携を行い、職員の人事交流を初め各種の交流を深めることが重要であることを、このたび研修に参加しました委員会研修された多くの方が感じておられることと思います。そのようなことを踏まえまして、市長さんの思いはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

2点目、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（武藤忠樹君） 答弁を求めます。市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市と他の自治体との友好交流については、これまでもたびたび話題に上ったところでありますけれども、今御指摘のように北海道下川町というのは、大変郡上市、特に旧高鷲村とは御縁のあるところであり、また、今もお話があったように、下川町の皆さんは郡上市の高鷲を母村、母なる村というふうに呼んで大変親しみを持って、また尊重していただいているというふうに思っておりますし、また片や下川町という町の自治体としての運営は、そういう森林、林業の政策を初め、本当に私も目を見張るものがある、尊敬をすべき点が本当にたくさんあると、学ばせてもらいたい点がたくさんあるというふうに思っております。

安斎町長さんとは先ほど話題に上ってございました東京都の港区の森と水サミットの関係で同じ仲間でございますので、たびたび東京で顔を合わせ、教えていただいたりなんかしてるところでございます。

そういうことで私は下川町との間、特に森林・林業の政策等については、私たちも大いに学ばせてもらいたいというふうに思っております。ぜひともそういう意味の交流は深めていきたいというふうに思っておりますが。

ただ、何といいますか、自治体同士の友好交流提携とか姉妹都市市町提携という問題については、やはり私としては郡上市、現在抱えているいろんなこの郡上市の環境の中で、これまで提携しております港区であるとか志摩市であるとか、あるいは覚書を交換しております石川県の七尾市であるとか、あるいは、また西のほうの篠山市であるとか、そういったところとの友好交流というもの

をやはりまずは当面やらせていただいきたいというふうに思ってます。

市町との友好交流提携とか姉妹都市提携ということになりますと、防災面から、青少年の交流から、観光交流物産から、大変おつき合いをする局面が広がります。そうしますと、いきおいやはり、どうしても余りたくさんの友好交流都市をふやすということになりますと、それなりのまた事務量も発生をしますので、私としてはそういう特色のあるところについては特定のテーマについて交流を深めさせていただきたいというふうに思っております。

そういうものの一つとして、この前も向こうから現市長と前市長が一緒になっておいでなりました、例えば岡山県の真庭市、ここも非常に林業あるいはバイオマス、そういったことで著名なところですが、こういったところとはぜひそういう一定のテーマのもとにお互いに学び合い、あるいは私ども教えてもらうこと、そういう交流をしまいたい、現在のところはそういうふうと考えております。

(10番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） ありがとうございます。今、特定のテーマでの交流というようなことを申されましたが、特に先ほど来申しておりますような郡上市と特に高鷲とのかかわりも深いということ、またこのたび参加しました議長さん初め議員ほとんどが、ぜひとも交流をということの強い希望もございました。そんな中でやはりそんな特定なテーマを中心としていただきまして、より深い交流ができて両町がお互いに発展できるような、市町がお互いに発展できるような交流の機会をぜひとも設けていただくことをお願い申し上げまして、2点目の質問を終わらさせていただきます。

3点目でございますが、国、県等への職員派遣と人事交流の推進についてでございます。これにつきまして郡上市の職員人事交流は一部において行われておりますことは存じておりますけれども、今のお話ししました、このたびの下川町の研修の中で、森林環境面等すばらしい取り組みをされておるというようなことでございますが、その取り組みの一端をちょっと御紹介させていただきたいと思っております。

もう十数年前から全国の動きや情報をいち早くキャッチするために、国の開発局、環境省、内閣府、経産省、北海道庁、友好交流をしている京都府の京丹波町へ5人の職員を派遣されておる状況でございます。

この発想は、情報を得る諸官庁に出向させ、各種の情報をいち早く得ることと、政策立案能力を高めて下川町発展に資することを目的とされております。

下川町幹部が話されることは、幾ら国会議員さんや関係省庁に働きかけても、企画書をしっかり書けないと国は認めてくれないということで、プロポーザル、いわゆる政策立案能力に対するトレーニングを下川町はいち早く取り組んでこられております。

そのような取り組みによりまして、国のモデル事業として各種の事業をいち早く補助率100%と
いうような高額補助制度を誘導しまして、各種の施設が建設運営されており、財政的にも大変潤っ
ているなというふうに感じた次第であります。あわせまして職員の企画提案能力も磨きがかかり、
職員の資質向上にもつながるとなっていることを感じた次第でございます。

毎年十数ページにわたる、いわゆる国への企画提案書を多くの職員が手を挙げて申し込まれまし
て、その中で優秀な提案職員を選定して国に派遣されているというふうにお聞きをしました。日置
市長さんも以前自治省に御勤務された御経験もあり、他の首長さんよりもそのあたりは理解されて
いるというふうに思います。

このたびの議会の一般質問で、この要望に関しまして初日の8番議員さん、また本日の3番議員
さんからも要望がございましたように、その質問に対しまして若干答弁されておりますけれども、
私としましては、この財政の厳しい郡上市においてこそ各種の情報の収集、国県への企画提案、高
額補助を初めとした郡上市にとって有利な取り組み施策の導入、あわせて職員の資質の向上を目指
して、国の関係省庁への職員派遣を初め、県また関係友好市町村の派遣職員の増員、あわせてこの
たびの下川町との交流とあわせまして、特に下川町への職員の人事交流の必要性を、私だけでなく、
このたびの議会の研修参加者のほとんどの方々が強く感じておられるということで、これは国の人
事交流、また下川町の交流に対しましては研修参加者のほとんどが感じてきて帰った次第でござい
ますので、先ほど答弁されとる面もございますけれども、ぜひともいい方向で御答弁いただければ
と思いますので、よろしくお願い申し上げます。

3点目、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（武藤忠樹君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御答弁を申し上げます。

下川町の職員さんが大変優秀であるということは、実はことしの夏でございましたでしょうか、
町長さんと職員の皆さん数名がいらっしゃいまして、下川町の林業の関係の施策を市内の林業関係
者集めた席でお話をされました。そのときにプレゼンテーションをされました。町の課長さんだっ
たか室長さん、お二人ほどが話をされましたが、私もずっと話を聞き入っていて、後になって、あ
の職員さんは道庁かどっかからの御出向の職員ですかというふうにお聞きをしたくらい、むしろ大
変失礼な質問をしたかもしれません、逆にそれだけ大変すばらしい職員さんだったというふうにし
ております。そういう職員の方が、あるいはそういった国への出向の経験というのを踏まえて大
きく育ておられるのかなというふうには思っております。

いろいろと御指摘ありましたように、みずからの地域の実情に応じていろんな企画立案ができる
能力、あるいはそういうものを国へ示して必要な財政資金を獲得してくるというような能力は非常

に大切なことでありまして、ぜひとも郡上市の職員も身につけさせたいというふうに思っております。

そういう意味で郡上市の職員もできれば国へのそういった研修生なり、あるいは出向という形というお話ございましたが、身につけさせたいという思いはございます。いろいろと総合的に検討したいと思います。

ただ、今、郡上市は毎年毎年職員を減らしてきてる。そういう中で何とか仕事を進めているという中にございますので、やっぱり派遣をしたりなんかできる職員も一定数の限界はあるというふうに思っておりますので、そういうものの中でいろいろと勘案をしていきたいというふうに思っています。

現在、御承知のように、そういう人材育成という意味で県へも職員を出しておりますし、また自治体間では友好交流都市の志摩市との職員の人事交流、あるいは震災対策援助という意味でいわき市への職員の派遣とか、それから岐阜大学への派遣等々はやっておりますので、こうした職員も大きくいろんな経験をしてきてくれるというふうに思っております。

また、他の自治体の職員との交流という機会という意味では、できるだけ総務省の自治大学校へかなり長期間の研修を派遣しておりますので、人脈形成もしてきてくれるというふうに思います。

御提言の国への派遣、あるいは下川町との職員の交流ということも、そうした郡上市の全体の職員養成の中で一つの御提言として受けとめさせていただいて、今後検討をしてみたいというふうに思います。

(10番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 前向きな御答弁いただきましてありがとうございました。特に今市長さん申されましたように、職員のほうもできるだけ減らしてということをおっしゃっていただきましたし、当然、行革の中での位置づけ、また合併後の位置づけということも存じておりますが、やはり減らすことといいますか、行政効率を上げるためのことは大事だと思いますけど、その中でせっかくですから、その減らす人数の中であちこちの国、また今の下川町、またあちこちの国、県のほうも含めまして、ぜひとも、いわゆる減らすばかりでなくて、そこらあたりの職員も確保いただきながら、なおかつ県に向けても、今もやっておっていただきますけども、これもまた増員をいただきながら、ぜひとも削減の中でその辺も考慮した上で御配慮いただきたいなと思いますので、どうかよろしく願いを申し上げたいと思いますし、今下川町のほうについてもそんなふうで大変得るものは多いなということとあわせて検討していただけるということでございますのでよろしいかと思いますけれども、特に今後郡上を担っていく職員っていうのがやっぱり非常に大事だと思いますし、何と言ってもやっぱり人づくりであるというふうに思っていますので、そこらあたりの育成

につきまして、これは議会も一体となって応援してまいりたいというふうに私としましては思っておりますので、大きく人づくりもひっくるめて対応いただければありがたいということをお願い申し上げます。3点目の質問を終わらせていただきます。

4点目の質問でございますけれども、乳幼児から児童期の家庭教育等の充実でございます。近年、少子化の進行とともに夫婦共働き家庭も多くなり、保育園においても未満児を預けられる方々が近年特に多くなっておりますことと、若い夫婦の離婚率も高まりまして、母子家庭がふえてきております。三つ子の魂百までものごとく、幼児期の教育の重要性を踏まえ、各種の諸事業を通じて御努力をいただいておりますけれども、少子化進行の中で各地域で巣立っていくことも大変難しくなっている現状じゃないかというふうに思っております。そんな中でさらなる家庭教育と施策の充実が望まれるところでございます。そんな中で市内の乳幼児学級、家庭教育学級等の開催状況はいかがでしょう。

また、近年、先ほど申し上げましたように、保育園へ未満児の保育が大変ふえておるという状況を踏まえ、どのように評価をされ、今後どう対処されていくお考えかお尋ねをしたいと思いますし、あわせて、今後乳幼児期から児童期における母子ともに幼児教育の充実についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

そのような環境の中で保育園、幼稚園までは延長保育がありますけれども、小学校に入るとともに延長保育がなくなり、放課後児童クラブ制度を通じまして対応をいただいておりますけれども、最近預けられる方々が減っているということと、保護者の負担金がもう少し安くないかという意見も聞いております。市内の開催の状況、利用状況とその要因をどのように分析をしておられるか、お尋ねをいたします。

あわせて、放課後児童クラブの運営について、市からはそれぞれのクラブの保護者で運営をということで依頼されているようでございますけれども、市内それぞれのクラブの運営状況について若干差異があるように聞いておるところでございます。児童を預けられる方は、勤務等の関係で忙しさに追われるために利用されるのでありまして、ぜひとも市内統一した運営方向を考慮願いたいですが、今後の対処方法はいかがでしょう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（武藤忠樹君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、余り時間ございませんので、家庭教育学級の現状について、まずお答えしたいと思います。

現在、園あるいは学校の家庭教育学級の実施状況ですけれども、市内の30校16園で46学級を実施をしております、そこに参加をしていただいている方は保護者数ですけども、延べ数ですが1,887人、これが大体年間261回開催をしますので、1つの学級で5.7回という平均の開催回数になります。

乳幼児学級につきましては、7地域で7学級、10月現在ですが、これも延べ人数ですけれども、いわば保護者として参加していただく方は1,042人になっております。その中に公民館ですとか、それぞれの地域ごとのいわばサークルというような形で学級に参加していらっしゃる方がありますので、現実はまだもう少し多いかと思います。

ただ、今後こうした家庭教育学級それから乳幼児学級を充実しようとすれば、なかなか規模が大きい学級には参加をしていただけないというような現状がありますので、例えばお互いの子育てを語り合うような意見交流会、それから身近な経験者から子育てのアイデアを学ぶような懇話会、それから楽しく学べ、親子で触れ合うことができるような親子の触れ合い活動等もこれからは取り入れていく必要があるというふうに思いますし、もう一つ、これが効果的だと思いますけれども、全員の参加が望めて、それぞれ自宅でテーマに取り組める在宅活動といった方法もありますので、そういったことを取り入れるということも大事だろうと思います。

しかし、御指摘があったように、3世帯家族が減ったり、あるいは共働き、ひとり親の家庭がふえているという現状からいいますと、乳幼児学級の必要ということについてはこれからはますますふえていくというふうに思っておりますので、先ほど申し上げたような内容を取り入れるなどして、開催の回数、内容についてはさらに工夫を加えていきたいというふうに思っております。

○副議長（武藤忠樹君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 未満児保育に関する御質問をいただきました。現在、市内の公立それから私立の保育園における未満児、いわゆるゼロ歳児から2歳児までのお子さんでございますけれども、5年前の平成20年の4月には99人、平成25年の4月は180人と81人が増加してきております。これは、お子さんの親さんが仕事につかれていることや、また核家族化の進行等によりまして保育に欠ける家庭が増加してきているあらわれと思われます。

このため、未満児保育に携わる保育士でございますけれども、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づきまして、乳児については3人、満1歳から2歳までの幼児については6人につき1人の保育士を配置してございます。今後もこの基準に従いまして、法定の保育士数を確保するとともに、保護者の皆様方の要望に応えるべき園運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、放課後児童クラブに関する御質問でございますけれども、年間のクラブ利用者は平成23年度と平成24年度を比較いたしますと、1,166人増加をしてきておりますが、このうち白鳥と美並の放課後児童クラブは減少傾向でございます。両クラブの利用者の減少の要因としましては、地域の事情であるとかクラブの運営形態の違い等によるものかと思っております。

放課後児童クラブの利用料金につきましては、月額7,000円でございますが、夏休みの期間中につきましては、7月が2,000円、8月が6,000円が加算となりますけれども、市内の各クラブの利用

料金は市が定めております要綱に基づきまして統一がなされております。クラブによってはより利用しやすい月額料金を基本として、1日利用または時間利用などの利用料を設定して運用をしてみえるクラブもございます。

また、利用料金の減免措置といたしまして、生活保護世帯は全額免除、母子父子家庭は半額免除、複数預け世帯につきましてはお2人目から2割を免除するといったように、保護者の負担軽減を図っているところでございます。

市内の放課後児童クラブの運営でございますが、現在、NPO法人が3クラブ、保護者会等によるものが4クラブとなっております。保護者会が実施主体となっているクラブについては、役員が1年で交代するため、事務の引き継ぎが円滑に行われない傾向があるかに感じてございます。運営方法や学校との連携がわからないであるとか会計事務に負担があるなどの課題も聞いておるところでございます。

このため、白鳥と美並の放課後児童クラブにあつては、今年度に入りまして保護者会からの御依頼もございまして、運営や経理、指導内容等について、保護者会、指導者それから所管の児童家庭課、振興事務所との懇談会を実施して対応を話し合う場を設けたところでございます。

今後も、それぞれの運営主体とクラブに関する諸課題につきまして、話し合いを持ちながら円滑なるクラブ運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

(10番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきましてありがとうございました。特に今の放課後児童クラブの関係での特にNPOの場合はよろしいかと思えますけれども、保護者会で運営されております部分に御検討いただいておりますということでしたのでよろしいかと思えますけれども、やはり何といいましても忙しい方がお預けになるという中での大変苦慮されておるようでございますので、ぜひとも、それを今課題として捉えておっていただく方向で早い機会に対応いただくようお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（武藤忠樹君） 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

◇ 田 中 康 久 君

○副議長（武藤忠樹君） 続きまして、2番 田中康久君の質問を許可いたします。

2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

今回大きく3つのテーマで質問いたします。よろしくお願いをいたします。

初めは、本市にも影響を与えると考えられる地方制度調査会の答申についてであります。首相の諮問機関である地方制度調査会で、第30次の地方制度調査会ではありますが、市町村の住民サービス維持に必要な制度の創設などを求める答申が出され、現在さまざまな検討がされております。今ほど10番議員さんからも御指摘がありましたが、新聞報道もありましたので、市民の皆様御案内のとりの合併市への財政支援というものであります。これは、合併市の多くが設置している支所の機能充実や地域に残る伝統文化の保存、地域社会の維持に必要な施策を継続して実施することを目的に交付税の上乗せを検討しておるということであります。

合併に伴う地方交付税の優遇措置が10年目以降減少していくことが想定される中で、本市財政にとって極めて朗報であると思いますが、国の財政も厳しい中、どれだけの支援があるかは、いまだに先ほど市長も答弁があったようにわかってはおりません。また、新聞報道されなかったものもございまして、それは県と市との役割分担の問題もこの答申で出されております。

そもそもこの答申の基本にあるものは、地方公共団体間の柔軟な連携の仕組みの構築であります。県と市との連携は、今後ますます必要になってくると思います。そして、今後その方向性は、道州制基本法が議論される中では、基礎自治体である市町村の意見をどのように反映していくかが大きな鍵を握っているんだというふうに思います。

そこで、1つ目の質問は、市長への財源把握に関して、現在市としてどのような情報を把握しておられるか、補足的に説明があればお願いしたいと思いますし、また今後の市と県との役割分担に関して、県の出納長をされ、今現職の市の市長として両方にわたって経験をされております市長はどのような所見をお持ちか、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（武藤忠樹君） 田中康久君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まず、第1点目の地方交付税の算定において、現在の合併算定がえが段階的に縮減されるに当たっての合併市町村から、特に広大な面積を持った合併市町村からの声にどのように国のほうで応えていただけるかということではありますが、この第30次の地方制度調査会の中にも、この点についてはやっぱり配慮すべきだということが触れられており、またそういうことを踏まえて、過日新聞報道された総務大臣の答弁等が報道されたものというふうに思っております。

基本的には、市の地方交付税の算定基準は人口10万人の市であって、なおかつ面積が160平方キロという自治体を標準団体というふうに想定をして、その人口10万、面積160平方キロを抱えている自治体がどのような財政需要があるかということを基本にしていろんな単位費用を割り出したりなんかしてるわけです。それで、その中にもともと人口10万の市については2カ所程度の支所は必要だろうというふうに算入がされているというようなことなんですけども、今具体的にこの算定の仕方がいろいろ包括算定経費とか何とかという形で変わってしまいましたので、具体的に2カ所の

支所経費というものは現実具体的に需要額で見て幾らになるのかと。それで、例えば郡上市でいうと旧7カ町村ですから、その1カ所当たりの7倍ということになると、どの程度の需要額の増加が見込めるかというようなことのあたりをつけたいんですけども、なかなか難しく、ちょっと現在のところ確たる数字を申し上げられるような情報が得られておりません。私としましては、先ほど古川議員にお答えしたように、できるだけこういうものについて、現在郡上市が支所を持っている、そういった実際の経費に即したような交付税措置がとられるようなことを望んでいきたいというふうに思いますし、この件については現にこういう合併自治体で支所を持ってるということについて、現実どの程度の経費を使ってるかっていうのは調べが県の市町村課を通じて来てるようございしますので、国のほうとしてもそういう実態をつかみながら需要額の算定をしていこうとしてるんだらうというふうに思っております。

それから、もう一つのこの地方制度調査会の中で、この30次の答申は大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申と、こういうことで先ほどお話がありましたように、基礎的自治体である市町村のサービスというものを、今後人口減少をしていく時代の中でどう確保していくかという問題意識の中で、方向は2つだと。それは市町村ですから、近隣の市町村との水平連携によるのか、あるいは水平連携ができない場合は、今度は市町村と都道府県という垂直の関係で県が何らかの補完代行をするような仕組みをつくるべきであるという提言なんです。この答申の中ではお読みになってると思いますが、御承知のことと思いますが、これまでの自治法が持っているいろんなそういう連携、共同事務の処理とかっていう、これまでの仕組みにプラスして何らかの柔軟な仕組みを考えるべきだという答申に一応とどまっております。それで、我々としても今後具体的にどういうことが考えられるのかなということですが、その辺はまた、この答申は地方は地方で知恵を絞れという意味でもあろうかと思しますので、そのように受けとめております。

私どもとしては、例えばこの答申の一番基本にあるのは、ごく小規模の町村のサービス体制を今後どうしていくかと、県の補完機能なんかをもっと考えるべきではないかということであって、郡上市のようなところはやや合併をしておりますので、そんなに直ちに今私が見渡して郡上市が持っている事務事業の中でこれは県にお願いをせざるを得ないというようなところは今のところは見当たらないというふうに個人的には思っております。ただ、これから県と市との連携というのは一層必要でありますので、何らかの例えば土木、建設行政というような分野における連携であるとか、それからもっとお願いしたいのは、やっぱり県は県の事務として現在郡上市内で抱えている各種の社会基盤の整備の課題、これは例えば明宝トンネルであったり、あるいは高鷲の北部の農道の整備であったり、そういう問題を何とか着々と進めてもらいたいなということを考えておるところでございします。

(2番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） 1点目に関して、地方交付税の今後については、また議会からも意見書を前出しまして、合併市の広い状況を勘案してほしいということも出しております。

今、状況を考えますと、地方分権一括法の話も先ほどありましたけども、今まさに地方分権の過渡期であると思います。また、郡上の場合を考えますと、これから市長としてはそういう県や国に対しての制度設計に関しても物を言う首長であってほしいなということを思っております。極めて優秀な副市長さんも見えますので、市長は外交を専らもっともっと外交に力を尽くされて、制度設計にもかかわってほしいなと。それはまさに市長の識見だとか経歴だとからもまた期待するところでありますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

また、2点目の答弁がありました県との関係でございますが、先ほど申し上げましたけども、道州制が今議論されてる中で、県としても本当に市との役割分担、市町村との役割分担というのは極めて重要な県としての課題になってきておりますし、垂直的な連携という部分に取り組んでいかなければ、なかなか今後も難しいなということを思ってますので、またその点でも積極的な御発言をお願いしたいと思いますし、また、このことは後ほど高校の議論にもまたさせていただきますので、また触れたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、次に、市政運営の基本的な方向性ということで質問をいたしたいと思います。

来年度、実質公債費比率が18%を切ることも想定をされております。確かによく言われるように、借金も減ってきたが、入ってくるお金も減ってくることが見込まれる中で、財政的に直ちに楽になることは意味はしておりません。

ただ、これがこれまで一つの大きな目標であったことは確かで、一つの日置市政の道筋であったことも確かであったと思います。その達成が見込まれる中で、今後、市長はリーダーとして市民の皆さんとともに、わかりやすい新たな目標を設定することが大切なんだというふうに思います。もちろん「次代に引き継ぐ、ふるさと郡上の元気創造」を軸に、総合計画にあるような計画は策定されておりますが、今後の任期中に市長はどんな政策を、どんな効果を目指に行っていきたいか、市民と共有できる今後の市政運営の目標について、市長の思いを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

私もこの2期目の——私自身の2期目という意味ですが——市政を担当するに当たって、この4年間は合併10年の最後の2年間であり、次の10年目の最初の2年間であるということを申し上げました。そして、先ほどもお話がありましたように、「次の代へつなごう、ふるさと郡上の元気創造」ということを一つのスローガンにして市政に取り組んできているところでございます。

この財政の運営等において、その実質公債費比率を早く18%を切りたいというような思いの中でやってまいりましたが、それは先ほど来申しておりますように、何とか25年度決算ではクリアできるのではないかと考えておりますけれども、確かにそういう切り詰めるといいますか、そのような何か財政上の話ばかりでは市民の皆さんに明るい夢を持たせることはできないと考えておりまして、明るい夢というか、わかりやすい何かの目標というものを語る必要があるという思いは持っております。

せっかく私も名前の最後のほうに「明」という「明るい」という字をつけていただいておりますのに、暗いイメージを市民に与えたり、皆さんに与えてはいけないと考えておりますので努力をしたいと思っております。

郡上の目指すべき姿というものをいろいろゆべも一生懸命考えてみたんですけども、よく郡上の特質を、清流であるとか緑豊かであるとか自然とか伝統文化とかいろいろ申し上げます。そういう中で一つの市民のわかりやすい目標というようなものを考えてみますと、例えば、健やかに誇りを持って住み続けられる町とか、そういうような月並みな言葉しかなかかなか出てこないし、それを結局全国どこの自治体でも同じというような感じがしておりまして、私にとってそういう意味で市民の皆さんとともに目標にしていけるような何か言葉というのは何かないのかなということをずっと試案をしましたが、正直言っていい考えは浮かんできませんが。

一つ、私なんか個人的にですけども、新聞にしろ何にしろ、見てぱっと目を引く私にとっての言葉は「郡上」という言葉です。郡上という「郡」の「上」と書いたこの「郡上」という漢字の持つ語感というか、そういうものから、あるいは想起する、思い出す、市民の皆さんのそこに対する思い入れとか誇りとか将来性とか、そういうことを考えると、私は一つの旗印としてはちょっときざかもしれませんが、例えば「ずっと郡上、もっと郡上」というような、これまでも先人が培ってきた郡上の価値というものを今後も守り続けていこうと。そして、その郡上の価値というものをもっと伸ばしていこうというようなことからすると、例えば一つの地域づくりのみんなのテーマとして、「ずっと郡上、もっと郡上」というような郡上というこのキーワードというものを大切にすること、ということも一つの考え方ではないかなというようなことを考えたところでございます。

ただ、言葉はあくまでも言葉でございますので、そういうものの中でみんなが思い入れをその中に入れながら、やはり市民の皆さん一人一人が、またみんなが一丸となってふるさとづくりが進めていけるようにということ、そういうことをやはり次なる10年というものの中にしっかりやっていきたいというふうに思います。

先ほど、森議員が、究極は、マグネットは郡上らしさではないかということをおっしゃいました。その「らしさ」がやっぱり「ずっと郡上、もっと郡上」という言葉の中に含まれる、我々としての持っている郡上というものに対する価値、そういったものではないかというふうに思っているところ

ろであります。そういう形でぜひみんなが共感できるような旗印のもとに次の10年間、英語で10年間のことをディケイドと言いますけども、ネクストディケイド、第2段階の10年というものにやっぱりみんなが一丸となって郡上市づくりを進めていければというふうに思っております。

(2番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) そういった意味では、次の予算編成、大いに期待したいというふうに思いますが、私が思うところ、郡上のこれからを考えるに当たって、思うところを述べさせていただきたいというふうに思います。

現在人口が減少して、財政的に豊かとは言えない郡上市ではありますが、それをもって本市の未来に希望がないのかといえ、私は断じて違うというふうに思います。先ほどの市長の話とも重なる部分があるんですけども、もちろん郡上の人口がふえて郡上が選ばれる地域となって、子育てしやすい地域として人口減少を食い止めていくことが必要ですし、また財政力を豊かにすることも大切だというふうに思っています。

ただ、ここで申し上げたいのは、希望とはどういうものかということでもあります。希望とは、未来に向かって何かを実現しようとする意志だというふうに思います。そして、自治体としての希望は何か。自治体の市民としての希望は何かといえ、地域のために未来に向かって何かを実現しようとする意志であり、それは先ほど市長がおっしゃいました地域に対する愛情に基づくものだといふふうに思います。お金があって豊かであっても、住んでいる人たちに希望がなければ、それを生み育てる愛郷心がなければ、その自治体は希望があるとは言えないんだというふうに思います。

私は、郡上の若者の特徴は、本当に郡上を好きな人が多いことだというふうに思っています。先輩方から見れば、若者は私を初めまだまだ至らないところばかりだと思いますが、最近特に感じる、もう一つ、私たちの世代の特徴は、希望が世の中や社会から与えられるものではないということ。早い段階から無意識に自覚して育った、そういう世代だというふうに思っています。

「倍返し」で流行語をとった半沢直樹がありますが、原作は「オレたち花のバブル組」であります。しかし、私たちの世代は最新作「ロスジェネの逆襲」世代ですから、そういったふうな感覚になるのかなというふうに思っております。

今、農林業に、建設・建築業に、ものづくりに、新エネルギー普及に、郡上の自然や特性を生かした産業振興に、子育て支援に、スポーツ振興に、地域の活性化と課題解決にと、さまざまなことで郡上の若者たちが活躍をしております。そういった意味で郡上は希望に満ちているんだというふうに思います。そして、この将来の若者たちの抱く希望は、まさに郡上の将来の現実なんだと、この現実をつくるんだというふうに思います。

そこで、そういった希望に燃える若者たちが、行政の若手職員の方々と議論し、ともに郡上のこ

れからを考えていく委員会を立ち上げたらどうかというふうに考えます。これは先ほどからも出ております郡上を担っていく人材を育成する上でも大切なことだというふうに思います。市長の考えを伺います。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） これからの郡上市をつくっていくのに当たって、若い方の力というものは大いに必要であると思いますし、そうした人たちがやはり集って、これからの郡上市をどうしようかということ話し合っていていただく、そういう人たちの中から郡上のこれからの長期構想が出てくるということは非常に大事なことだというふうに思っております。

それから、また特に御指摘のように、希望というものは他者から与えられるものではなくて、恐らく自分たちでつくっていき、そしてその実現のためにみんなで手を組んで何事かをしていくということであろうかというふうに思っております。

長期構想のそういう委員会をとということでございました。現在、郡上市の市の中の職員の若手職員を中心にしてそんな集まりも今つくっていると、私はつい最近まで知らなかったんですが、そういうこともあるようですので、そういう例えば市の若手の職員や郡上市内の若い人たちとのコラボレーションというか、一緒になってやるというようなことが非常に大切だというふうに思います。

今、私たちがどこの会合へ行っているいろんなことを市民の皆さんに説明したり、いろんな御意見を聞こうと思っても、悩みは、若い人たちが集まってきてくれないということだと思います。いかに若い人たちをこれからのふるさとづくりに巻き込んでいくかということが非常に大切だというふうに思いますし、また、先ほどもちょっと話に出しましたが、過日設置をされた岐阜大学の地域協学センターというところが、とりあえず郡上市と高山市と岐阜市にフューチャーセンターという未来をそれこそお互いに話し合っ、て、学校の先生とか学生とか、そういった人たちとともに未来を語り合う場をつくりたいというふうにもおっしゃっておりますので、そういうものの活用というものも考えられると思いますので、御提言の趣旨をよく酌みながら、そうした場をつくっていきたいというふうに思っております。

（２番議員挙手）

○副議長（武藤忠樹君） 田中康久君。

○２番（田中康久君） ありがとうございます。ぜひ、ロスジェネの逆襲の場をつくっていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほど、愛郷心ということを申し上げましたが、それにかかわることでございますけども、先日第２回郡上かるた大会をのぞかせていただきました。市長と一緒に小中学生、一般の皆さんの戦っておられる熱戦を見ておりましたので、出場した中学生と後からどうだったというような話をしたんですけども、そのときに私が「わ」と言ったら、すぐさま中学生が、「和歌で還った篠脇城」

ということを返してきまして、「い」と言ったら、「石徹白大杉1800年」、「へ」と言ったら、「へっあまめなかな」とすぐに返ってきて、これすごいなということを実感をいたしました。大変素晴らしい試みだったと、子どもたちと話していて余計感じました。

そこで、次は、子どもたちの教育に関して、市長と教育長の御所見をお伺いしますので、よろしく願いをいたします。

まず、高校についてであります。市内2高校は、郡上市にとって極めて重要な意味を持っていますが、県立高校のため市の行政とのかかわりが薄いことが課題であります。

しかし、この両高校の存在は、郡上の人づくりはもちろんのこと、産業、人口動態にもかかわっており、産業界からもいろんな要請が出ておると思います。両高校のあり方は市の今後にとって極めて重要であると思います。

前に質問いたしました専門学科の新設などを含めて、これからの2高校のあり方への願いと、市とのかかわり方について市長の考えを伺います。よろしくお願いいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 田中議員からは以前にもこの問題についていろいろ御指摘がござまして、子どもとしては、例えば昨年の7月に、市内の高校の校長先生と、それから中学校の校長先生の役員の方と、それから市の教育委員会と私と入って、そういうもろもろの中学生の現在の希望であるとか高校の実情であるとか、そういったことをお聞きをする、話し合うそういう場を設けたところでございます。そういう中で有益な情報も得られまして、最近の中学生がどんな思考を持ってるのかいろいろございました。

そういう中で、まだこうした話し合いは不十分であろうかと思いますが、現在、例えば、できるだけ多様な学科の設置というようなことについての要望の中で、例えば郡上北高校は白鳥中学校との連携型一貫中高校というようなことでいろいろな試みをしていただきますが、またそういう中で、例えば現在は、やはり生徒数の関係で〇〇科というふうにはなかなか言えないんだけど、普通科の中に、例えば福祉であるとか看護であるとか食物関係の学習なんかが深められるようにということで、普通科ではあるけれども、ライフデザインコースというようなコースを設けたりというようなことで、全体として例えば郡上北高校では進学コースのほかにビジネスコース、コミュニケーションコース、ライフデザインコースというようなコース編成をしながら、できるだけ多様な生徒の希望に応じていくようにという努力をしていただいてるというようなことがございます。

しかしながら、郡上市の基本的な問題は、やはりこれもどうしても生徒数によるわけでございますけれども、今年度末、平成25年度末の今度来年度の3月の郡上市内の中学の卒業生の数は442人でございます。しかし、5年後の30年度末の卒業生は360人でございます。それから、10年後の平成35年度末の卒業生は大体317人というような、現在の小中学校の在校生からいうとそういうふうな推

計をされるわけでありますけれども、片や現在、郡上市内にある２つの県立高校での現在の定員は、郡上北校が３クラス１２０人、郡上高校が７クラスの２８０人で合わせて４００人でございます。４００人という定員を持っている現在の高校でありますけれども、先ほど申し上げましたように、現在、来年の３月の卒業生自身が４４２人と、例年、大体スポーツ関係とかいろんな形で近接の武儀高とか関商工とかいろんなところへもいきますので、七、八十人の郡上市内の中学生がこの両高校以外のところへ進学するということを考えますと、非常に目前にいろんな意味で郡上市内の高校の定数といえますか、定員とかいろんな問題はまた調整をしなきゃならんということに直面をしてくるというふうに思いますので、そういう中でなかなか新しい学科という形での設置というのは非常に難しいかもしれないというふうに思っておりますが、いずれにしろ非常に大切なことでありますので、市民の皆さんのいろんな御意見あるいは中学生たち自身のいろんな希望、そういうようなものを踏まえながら、市の教育委員会とも連携をとりながら、これも一つの先ほど申し上げました、あるいは御指摘のあった、県と市との連携という問題の大きなテーマであると思いますので、まずは高校の校長先生方とのそういう話し合いとかいろんなそういうことを今後も続けていきたいというふうに思っています。

(２番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 田中康久君。

○２番(田中康久君) 前に質問したことを受けて早速動いていただきまして、またいろいろ成果を出していただいているようでありがとうございます。

先ほど市内の子どもたちの人数が減っていく、定員の問題ありましたけれども、先ほどの３番議員がマグネットという質問をされましたけれども、まさに両高校がマグネットとなって、市内だけでなく岐阜県から人材を集めるような学校になってほしいなというふうに思っています。

例えば、市長は京都大学に行かれましたけれども、別に京都大学が郡上から近かったから京都大学に行かれたわけじゃなくて、この学校に魅力を感じて京都大学に行かれたと思います。学校の魅力でぜひ両校の生徒を集めていただくような形で、市としても何らかのかかわりをしていただければというふうに思います。

また、教育によって人をどうやって集めていくかということに関しましては、また教育長に質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

まずその前に、小中学生が受けた全国学力テストの結果と所感、今後について教育長の御所見を伺いたと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長(武藤忠樹君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) それでは、全国学力学習状況調査の結果について御報告を申し上げたいと思います。

平成19年度から小学校の6年生とそれから中学校3年生を対象にして、国語それから算数、数学で実施しております。24年度には理科も実施しましたが、まずその学力の状況ですが、6年生の結果、これがA問題とB問題についての結果ですけれども、A問題というのは基礎的な知識、技能を把握するものですし、B問題というのは、それを使った活用の力を把握するものです。ごらんいただいたように、全国的には正答率の平均と郡上市の場合は、大体A問題についてはほぼ平均値になっています。ただ、問題は小学校の場合、いわゆるB問題、活用の力が少し弱くて、国の平均よりも数ポイント下がっているという状況、これが小学校の課題です。

それから、中学校につきましては、これは国語、数学、それとそれぞれA問題にしてもB問題にしても、いずれも国の正答率の平均を上回っております。したがって、特段指摘する問題というのは中学校においては無いというふうに思っております。

そこで、小学校が低いと言われるB問題ですけれども、このB問題というのは、いわば知識や技能を使って活用の問題ですので、これは問題解決能力につながっていくという重要な力というふうに認識しております。問題解決能力というのは、さまざまな現象とかあるいは文章そういったものから、何が問題で何が課題かということ把握するというそういう力、それから自分の持っている知識とか技能とか、あるいはさまざまな情報を駆使して問題を解決して自分なりの結論を得るという力、その得た結論について、実際の生活とか、あるいは社会のさまざまな子どもに適応や適応させて判断をしていくというそういった力ですので、今後子どもたちが生きていくには非常に重要な力というふうに認識しております。

じゃあ、小学校のそういった力をどのようにして今後つけさせていくかということですが、そのことについては基本は問題解決的な学習を小学校取り入れておりますので、その基本は変える必要はないと思いますが、もし、さらに重要な点として介入していくとすれば、一つは、書くという活動をもう少し全面的に取り入れていくことだろうというふうに思います。自分の考えを書いたり、あるいは結論を自分なりに構造的にまとめたり、あるいは箇条書きにきちんと整理したりするという、そういう論理的な表現の仕方というのを力をつけていくということがあるというふうに思いますし、もう一点は、多人数による話し合いよりも少人数による対話によって問題を解決するという力をつけていく。このことがいわゆるB問題が問にかけているような問題解決能力をつけるための早道だろうというふうに思います。そういう意味で小学校の授業改善にまた臨んでいきたいというふうに思っております。

(2 番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 田中康久君。

○2 番(田中康久君) 今の教育長がおっしゃった論理的な思考力だとか話す力、書く力、対話する力という部分は、これからの子どもたちが生きていくに当たって、これからの世の中にとって極め

て重要なものでありますし、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますけども、どの結果、どの段階を見ても、県の平均点よりはやや低いという現状がありますので、せっかく小中学生が受けてますので、この結果をしっかり生かしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

今の質問と関連するんですけども、次の質問に移らさせていただきます。

郡上の特性を生かした教育、子育て環境というものが郡上への移住促進につながる可能性があるんじゃないかというふうに思います。と思いますが、この点に関しては、教育委員会の取り組みというのはなかなか見えてこないなというふうに思います。

実際、今、石徹白地域が地域を挙げて、子育てをするなら石徹白へというふうな移住促進を頑張っておられます。「今でしょ」ではありませんが、「教育するなら郡上でしょ」というのを流行語とするために、今後どのような方策が考えられるか、教育長の御所見をお伺いいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） まず、私なりに魅力ある教育とは何かということについて、私の考えを御説明申し上げたいと思いますけども、これは児童生徒にとって、やっぱり強い意思、それから確かな学力、健康や体力など、生きる力や生き抜く力を確実に身につけることのできる教育、それからもう一点は、協力し合ったり励まし合ったりして活動をして、かけがえのない仲間をつくることのできる教育、そして3点目は、豊かな体験、それから文化やスポーツ活動など、夢を育てたり自分のよさを伸ばしたりすることができる教育、そしてもう一つは、自分が生活しているふるさとに愛情や誇りが持てる教育、これが魅力ある教育だというふうに思っております。

そういった点から現在の私どもが進めておるその教育について、さらに高めていくことが魅力ある教育につながっていくというふうに思っております。

1点目は、幼保それから小中学生との教育の関連を図って、できるだけ一貫した教育を進めたい。これは現在も、例えば幼保小学校の連携あるいは一貫指導ですとか、中学校区ごとでの小中学校の一貫教育なんかを進めておりますし、連携型の中高一貫教育も進めておりますから、こういったことについてはさらに充実をさせていくということによって一貫という一つのフレーズを大事にしていきたい。

それから、もう一つは、学校行事などを通じて人間関係づくりに力を入れております。いじめをなくす運動なんかについても、教師主導というよりは、生徒自身の主体的な活動によってそういった運動も進めております。結果として、いじめの件数が減っていたり、児童生徒が地域社会のボランティア活動に参加するという姿が出ておりますので、そういった横のつながりを大事にしていくという教育も進めることができるだろうというふうに思っております。

それから、もう一点は、文化やスポーツ活動など学校外でのさまざまな活動に児童生徒が挑戦を

したり、あるいは体験したりするという機会が、郡上の場合比較的多いというふうに考えております。そういう意味から、例えば公民館活動への生徒の参加、あるいは総合型スポーツクラブやボランティア活動等に参加しておりますから、こういった社会へ出るという意味でのいわば縦の広がり、これも魅力の一つになるというふうに思います。

もう一点は、ふるさと郡上への誇りと愛情を生む教育が充実してるというふうにして、これは認識しておりますが、特に郡上学ふるさとづくりですとか、あるいは郡上で発表会ですとか、そういった伝統芸能を大事にしているということについても子どもたちの力になっていくというふうに思っております。

そういったことを総合して、どういう点が魅力かということを知りやすく表現しようとすれば、やはり児童生徒の成長に応じた一貫した学習や活動ができて、児童生徒の夢を育てる学習や活動が広がるふるさと郡上の教育だというふうにして、もっと短くするとすれば、縦につながる教育、横に結び合う教育、これが郡上市の教育の魅力であろうというふうに思っております。

こういった教育の背景といいますか、条件整備として、例えば木材を使った温かい校舎などの環境が整っているということですか、あるいは乳幼児から成人までの子育て支援の充実があるのですとか、さらには郊外での学習の活動を支える施設とか市民の活動が充実してるのかといったことが前提として上げられると思います。

議員御指摘になったように、なかなかわかりにくいという点については、今回郡上市のいわゆる教育計画を改訂しましたけども、できるだけわかりやすいような形で整理をさせていただいたというつもりでおりますし、まだまだアピール度ということについては弱い部分があるかというふうに思います。

そういったことについては、まずは第一義は、児童生徒の姿で示していくってことだろうというふうに思っておりますが、そういったことがなぜ今の児童生徒の姿になっているかということについて、さまざまな情報を駆使した発信ということも今後は工夫の一つとして考えていきたいというふうに思っております。

(2番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 前に流山の市長さんに一回メールしたことがあるんですけども、何でメールしたかといいますと、ポスターを流山つくってまして、お父さんの子どもと一緒に写ってる写真があって、「パパになるなら流山」というやつが都内のＪＲの駅に張ってあるんですね。お母さんの写真があって、「ママになるなら流山」ということが書いてあるんですね。要するに子育てとか教育という部分を強烈にシティセールスとして外部にアピールして、そこから移住に結びつけていこうという姿勢があるということです。その部分が教育委員会はなかなか見られないんじゃないか

という意味で質問したんですけども。

そういった意味で先ほど教育長言われたように発信という部分に関しても、例えば市内のNPOの方々ですね、キャンプの方々とか外部の都市部の住民の方を受け入れるような団体、ああいう方々と一緒になってPRしていったり、また市長部局の交流移住の促進協議会と一緒にあってそういう部分に取り組んでいただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（武藤忠樹君） 以上で田中康久君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は、2時35分を予定します。

（午後 2時21分）

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時34分）

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（清水敏夫君） 14番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

14番 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

今回は、市内にある公立病院、郡上市民病院、そして国保白鳥病院の運営等々についてお聞きをしますので、よろしくお願いをいたします。

項目を3つ上げておりますが、平成20年、公的病院の改革プラン、これを立ち上げ、21年から実行に移したということで、その進捗状況等々について、そしてもう一点は、医師確保の現状、そしてもう一点は、郡上市民病院と国保白鳥病院に対する市の考え等々についてお聞きをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

さて、郡上市合併して10年となります。新市建設計画を初め新しいビジョンの中、市としての方向性を決めて進んでいかなければならないと思っております。この10年の節目を機に次の10年に向けてのビジョン、指標、我々にはそういった義務があると考えます。

さて、今回の質問は、この市内にある公立病院の運営と今後の考え方、取り組み等々について伺いをしたいと思います。

御存じのように、日本の人口動態調査によると、今後人口減の中、高齢化が急激に進み、大きな節目を迎えるということでもあります。この波は郡上市においても大変深刻であり、平成22年の国調

では、30年後の高齢化率が46%に達し、市民の2.2人に1人が65歳以上であると言われております。

本来、高齢者にとって元気で長生きできるようにして、市民の皆さんで元気な高齢者を社会で支えることが大切であると考えます。

こうしたことを踏まえ、郡上市民病院、白鳥病院において、平成20年度公立病院改革プランが策定され、平成21年度より実施されて現在に至っております。これは、公の病院として経営健全化に向けたさまざまな取り組みが行われていると思いますので、まず1点目、郡上市民病院、国保白鳥病院の改革プランに係る具体的な取り組み内容とその成果、また今後に向けた課題等々について両病院の事務局長にお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

郡上市民病院事務局長 猪島敦君。

○郡上市民病院事務局長（猪島 敦君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、第1点目の御質問でございますが、改革プランの取り組み内容でございます。御存じのとおり、国が示す公立病院のガイドラインでは、継続可能な病院経営を目的として各病院が改革プランを制定し、経営改善を目標として努めております。

そんな中、市民病院では市民の皆様に信頼されなければ経営改善はできないという考えから、院内に患者サービス検討委員会、地域連携室を設置し、病院理念でもございます信頼される病院への実践に向けて取り組みを行っております。

具体的な取り組みの一部を御紹介させていただきますが、まず、病院間、診療所、福祉施設との連携強化を進める取り組みといたしまして、市内の医療機関や介護事業所等の担当者を交えた研修会を実施しております。また、ケアマネジャーやケースワーカーとの情報交換会も積極的に開催をいたしております。

また、患者さんに優しい取り組みといたしましては、看護師長を中心とした幹部職員が、朝玄関先で来院される患者様に容態に合わせた診療科を受診するよう、診療科の御案内をさせていただいております。

さらに職員の自主的な活動としましては、オフサイトミーティングということで自主勉強会、わいわい会の開催であるとか、朝8時から30分間でございますけど、医師による患者さんの出迎えであるとか市民の皆様の声を直接聞き、病院の情報を発信するためにナイトスクールを開催しておりますが、各地区で開催して既に10回を数えております。

職員の発案から取り組んだこともございます。妊婦さんや高齢者の方、弱者に対しまして、駐車場のスペースが障がい者スペースしかないというようなこともございましたものですから、駐車場の一角に譲り駐車スペースというものを設けまして表示をさせていただきました。

また、特殊な一つのコンテストを行っておりまして、実は、心に響いた笑顔がすばらしい職員接

遇コンテストということで名を打ちまして、職員が職員に投票する形でのコンテストを実施したりもしております。

さらに収入の確保といたしましては、施設健診への積極的な取り組みでありますとか、またD P C病院に指定を受けた取り組みも実施しております。

2点目の成果でございますが、成果としては数値だけがその成果ではないとは思っております。改革プランの1年目の平成21年度と24年度の比較で、ちょっと特に変動したものを申し上げますと、市民病院では、市民病院の手術件数が大きく伸びておりまして、21年度と比較しますと40%の伸びを示しております。さらに、それに伴いまして年間入院患者数も7,273人、16.3%ほど伸びております。それによりまして、病床の稼働率も81.6%であったものが、24年度には94.6%ということで13%の伸びを示しております。

さらに入院患者の動向を見てみますと、先般郡上市の国保のほうの5月の基準月の医療費の市外で入院された患者さんの割合をちょっと確認をさせていただきました。平成21年度には35%市外で入院を占めたものが、24年度では31%と4ポイントほど減少をしております。さらに、これが25年度では29%まできておりまして、6%ほど減少をきてしております。これは市内の医療機関における診断が増してきておるものだと考えております。

また、職員による新しい技術、知識の習得を、応援推奨をしとったわけでございますが、当院の看護師が全国学会で発表した研究が学会誌に取り上げられるなども起きておりまして、これも一つの大きな成果でないかというふうに考えております。

いずれにしても、全職員が患者さんへの対応と公立病院の役割を認識し、経営参加するという気持ちを持って業務に当たっていくことが、やはり持続可能な病院経営というものにつながるものと考えております。

3点目の将来に向けての課題という部分でございますが、現在、御存じのとおり、郡上市の高齢化率は30%を超えてきております。市民病院の患者さんも実は59%が65歳以上の高齢者であるという現状であります。そんなことから病病連携とか病診連携の強化、または福祉のネットワークとの連携、これらがやはり重要な課題と考えております。

また、救急体制の問題でございますが、実は救急車による搬送件数、また休日に来院していただきます患者さんの数、いずれも増加してきております。

救急搬送受け入れ数を見ますと、平成21年度と24年度の比較では38.8%の増加、休日に病院を直接来院されます患者さんの数も1日37人というようなことで、どんどん増加傾向にございます。

現在、市内の開業医の先生やら岐阜大学など関係医療機関の御協力をいただきながら診療体制を維持しております。医師を含めた医療技術者の負担が非常に増してきておる現状からしますと、この信頼される医療を提供するには、やはり医療技術者であるとかお医者さんの数を何とかふやして

いくというのは、まず優先課題として考えております。

○議長（清水敏夫君） 次に、国保白鳥病院事務局長 藤代求君。

○国保白鳥病院事務局長（藤代 求君） 続いて、国保白鳥病院でございますが、改革プランにおける取り組みといたしましては、職員の意識改革や事業規模等の見直し、経費節減や収入確保対策など合計45項目の取り組みを行わせていただきました。その中で、医療サービスの向上に直接つながった具体的な取り組みということで5項目、内容と成果を御紹介させていただきます。

まず第1に、訪問看護ステーションの設置でございます。平成21年1月に開設ということで、専任看護師及び専任の保健師が各1名、兼任の看護師3名の5名体制により、年中24時間対応ということで運営をさせていただいております。

また、デイケアセンターの理学療法士ですとか作業療法士とも協力をいたしまして、在宅リハビリの支援も行わせていただいております。利用者のほうは徐々に増加をしております、平成24年度は年間延べ2,138人という利用がございました。

2つ目といたしまして、施設介護サービスのデイケアセンターほほえみでございますけれども、こちらにつきましては、御利用なさる利用者の皆様からの御要望に応えるという形で、平成22年の9月から祝祭日の営業を開始いたしました。平成24年度には年間の利用者が延べ6,836人ということで、21年度と比較しますと約14%ほど増加をいたしております。

3つ目といたしまして、訪問看護でございますけれども、休日におきましても職員の代休対応という形で運営をさせていただいております、平成24年度の利用者のほうは延べ1,893人となり、21年度との比較におきましては2割以上の増加ということでございます。

それから、4つ目といたしましては、医療ソーシャルワーカーということでございますが、平成21年度に社会福祉士を正規職員として採用をいたしております。入院患者さんの退院後の調整を専門に行っております、平成24年度には年間で延べ1,019件の相談をいたしております。退院からの在宅におけるケアや施設へ移ってからのケアをうまくつなぐということによりまして、退院後も安心安全な療養が継続できるように努めさせていただいております。

最後に、コンシェルジュ（総合相談窓口）についてでございますが、週3回だけでございますけれども、午前中に玄関入り口に特設の案内カウンターを設置して患者さんの対応をさせていただいております。

そこでの主な対応の内容としては、体の不自由な方の介助ですとか病気療養の相談、介護福祉制度でありますとか健康保険に関する相談などで、平成24年度には963件というそういった対応件数がありました。

そうした取り組みの成果ということでございますが、改革プラン1年目の平成21年度には、最終的にはマイナスの決算となりましたが、前年度からマイナス幅を大きく減少することができまして、

それ以降、平成22、23、24と3カ年度は連続のおかげさまで黒字決算ということに変わっております。

また、入院外来患者数におきましては、改革プラン2年目の平成22年度には、延べ入院患者数が21年度と比較で16%の伸びとなりましたし、外来患者につきましても同様に約3%の伸びということで成果があらわれております。

最後に、今後の課題ということでございますけれども、平成23年度の途中に内科医の1名、急な退職がございまして、その補充が現在までできておりません。こうしたことから入院・外来とも平成22年度がピークで、それ以降患者数が少しずつ減少傾向というようなそういった状況にございます。

また、医師の欠員がございましたけれども、業務縮小はなるべく行わないように、外部医師等の応援もございまして、院内の先生の対応でやっております、当直ですとか検診・検査、透析など、現在6名の常勤医師がございまして、そういった医師に過大な負担がかかっているというようなそういった現状がございまして。

今後ですが、高齢化社会の多様なニーズに応えられるように、医療だけでなく、保健、介護、福祉など地域包括医療ケアということで、きめ細かなサービス提供を目指していきたいということで考えておりますけれども、そういったことを進めるためにはどうしても資格をとということが当面かつ緊急な最大課題ということになっております。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。手元に公立病院の改革プランの概要、これは対象期間は21年から25年ということでありまして、ここに書き上げてあります項目等々がいかに行われたかという、今、答弁ではなかったかなというようなことを思っております。本当に公の病院として市の企業会計でありますし、また不採算部門もある中で、医師、看護師、職員、病院に係る人たちによって、365日24時間、市民に安心していただける地域医療、公的な役割を果たしてきた結果のあらわれだと思っております。

この改革プランが平成21年から25年ということでありますので、また来年度、まとめができましたらお示しをしていただきたいと思いますと思っております。

ただいまの答弁の中で少し触れていただきましたが、透析について質問をしたいと思っております。

人工透析センターについては郡上市民病院と国保白鳥病院にはそれぞれ人工透析を受けられる施設があり、広大な郡上市の透析患者の皆さんに安心と安全が図られているところではあります、患者さんについては今後一生透析を続けなければならない人もいますということで、何かにつけて不安なことが多々あると思っております。こういったことを踏まえ、同センターの利用の現状と今後

の展望について、再度両事務局長にお聞きをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

郡上市民病院事務局長 猪島敦君。

○郡上市民病院事務局長（猪島 敦君） ただいま透析の現状という御質問でございます。郡上市民病院における透析は、ベッド数28床、看護師8人、それに臨床工学士2名の職員10名体制で実施しております。

市民病院で定期的に透析をされてみえる方、週2回、週3回という透析を受けてみえる方は52名みえます。そんなことから1日平均では24名の方が受けてみえるという現状でございます。

この患者さんを地域別に見ますと、八幡町在住の方が32名、大和町在住の方が10名、明宝4名、和良町が3名、それから白鳥町、高鷲町、美並町が各1人ということでございますので、市の南部の方が大多数を占めておる現状でございます。

それと、患者さんの平均年齢でございますが、74.5歳ということで非常に高齢化も進んでおります。高齢化の進んでおるということもあるんでしょうけど、透析患者の数は近年微増状態という状況です。

透析を行うに至った病気、すなわち原疾患と言われるものですが、これを見ますと、糖尿病などの成人病から透析に至られた方がその半数以上を占めてみえるという現状です。それを見ますと、引き続き患者さんの微増状態が続くのでないかというふうに考えております。

さらに先ほども触れましたが、患者さんは高齢者が多いというような現状から、通院の問題も出てきておるのが現状で、今現在10名の方が福祉の送迎サービスを御利用いただいております。そのことから透析のできる施設は1カ所ではなく、現状維持をしていくということが重要だと考えております。

○議長（清水敏夫君） 続いて、国保白鳥病院事務局長 藤代求君。

○国保白鳥病院事務局長（藤代 求君） 続いて、国保白鳥病院の人工透析でございますけども、平成10年7月にベッド数8床で人工透析を開始いたしました。平成11年12月には新たにベッド数16床ということで、人工透析センターを建設し現在に至っております。

利用の現状といたしましては、ここ数年は入院・外来合わせて年間延べ4,000人程度の利用者がございますが、今年度については上半期だけで去年同期より338人多い2,215人の利用がございました。

また、利用者の実人数としては現在は28名ということで、地域別の内訳といたしましては、白鳥が21名、高鷲が4名、大和が2名、高山、これ庄川から通っておられる方が1名となっております。郡上市北部地域の利用者がほとんどという状況でございます。

それから、職員体制についてでございますが、現在職員6名体制で運営をしております。また、

患者さんが安心して透析を受けていただけるよう気軽に相談ができ、少しでも心が安らぐような環境づくりということで、そういったことに心がけてやっております。

最後、今後の展望についてでございますが、昨年度各ベッドにある透析監視装置という機械を全て更新いたしております。こうしたことも含めまして、これからも市の北部地域を中心とした患者さんのニーズに応えていけるように安全な透析医療の提供に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。透析患者の皆さんは本当に自分の体もそうでありまして、また心の悩みもあるということでもあります。その中でやはり医師不足等々によって透析等の統合とか、また今市民病院の局長から答弁がありましたように、遠くへは自分では行けない、年をとってきておる、そういったこともありますので、この件についてこの後医師確保について質問をいたしますので、市長にも考え方をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほども申し上げましたが、市における高齢化は全国平均を上回るスピードで進展しており、高齢社会に対応した施策の構築が早急に必要であり、医療においても中核的な役割を担っている両病院の充実、ネットワーク化、多様化等々、市民に利用できる整備の充実等々が不可欠となってきています。

こうしたことを踏まえ、同時に進行していかなければならないことは医師確保対策と考えます。全国的にもそうではありますが、どこの地方都市でも医師不足は大きな課題であり、市においても例外ではないと考えます。

また、医師不足は医師の過重労働や過重労働による事故リスクの増大、医療サービスの低下等が懸念されるところであります。

そこで、現在市における医師数は、全国及び県平均と比べてどのような水準にあるのか。また、先日の新聞によりますと、東濃地域の5つの市が連携して医学生に対する奨学金制度の新聞報道もありましたが、市として医師確保対策と現状、今後の見通しについてと、先ほど両局長に答弁いただいた今後の透析センターについての考えもあわせて市長にお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

郡上市における医師の確保というのは非常に従来から大きな問題であり、また重要な問題であるというふうに思っておるところであります。

今、郡上市の医師の状況はどうかということでありますけれども、よく人口10万人対比という形で医師の数を比較されますけれども、まず岐阜県全体で人口10万人対比の医師の数は10万人に対して岐阜県は189.0人ということでありまして、47都道府県中でいうと38番目と、多いほうから38番目ということで、県自体が非常に低いという状況になっております。

しかし、その中で岐阜県をさらに圏域別に割ってみますと、岐阜圏域——岐阜市を含んだ中央部ですが——岐阜圏域が243.9、それから西濃が150.1、東濃が169.2、飛騨が169.5で、中濃が138.3ということで、いわゆる5圏域では一番低いということになります。

そういう中で今度は郡上市の医師はそういうふうに見た場合にどうかということなんですが、郡上市は実人員、市内の医師の実人員としては、平成10年が67人、平成21年が68人、平成25年も68人ということでありまして、郡上市の人口は5万人に足りませんけれども、要するに人口10万人当たりというふうに引き直してみますと、平成25年で150.5人ということで、中濃圏域の138.3という中濃圏域全体の人口10万人対比に比べますと、やや高いという比率は示しておりますが、ただ診療科目ごとの医師数という形で見ますと、例えば精神科のお医者さんが非常に人口的には多いとかそういうこともございますので、内科医さんであるとか、いろんな意味でやはり不足をしているという状況には変わりはありません。

それで先ほどから答弁をいたしておりますが、市民病院と白鳥病院の医師の数というのは、市民病院については、平成16年の16人、それから22年、25年は15人、それから白鳥病院は16年、22年が7人で、現在1人減って6人というようなことで、持っております診療科いろんなものの中でやはり常勤の医師の確保がなかなか難しく、いろんな大学やあるいは他の病院から非常勤の医師の方に来ていただいて、あるいは市内の開業医の先生方にも助けていただいておりますが、そういう形でやっております。医師の確保というのは非常に大切でありますので、常に機会あるごとに病院長とともに私も岐阜大学の医学部へ行って、医師の確保についてお願いをしているところでございますが、御承知のように新臨床研修制度というような中で大学自身が大学病院の例えば医師を確保することが非常に難しいという中で、非常に難航しておるというような状態でございます。

今後の展望であります。先ほど御指摘がありましたように、私ども郡上市の中においても郡上市の医療職員の就学資金の貸し付けというような制度は持っておりますが、なかなかそれに応じて、医師として、看護師さんなんかはあるわけですが、なかなかその制度を活用しての医師確保というのは現在のところなかなか困難をしておるところでございます。

今後の展望でございます。今、インターネットによる募集であるとか、いろんな手づるを使って、医師の確保は現場において努力をしてもらっておりますが、今後ともそういう努力を進めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、一つ期待をしておりますのは、御承知のように、たびたびこれも申し上げておりますけど

も、岐阜大学の医学部の中にやはり岐阜県内の医師をふやそうということで、通常の80名定員の医学生のほかには地域枠という枠で医学部の学生定員をふやして、今医師の育成を努めておっていただいております。これは、平成20年度に始まったわけでありましたが、定員80名に対して地域枠ということで10名、その後、この地域枠が15名、さらに平成22年度からは27名という形でこの地域枠の医学生がふえております。したがって、この地域枠の医学生はちょうど自治医科大学の学生と同じように——自治医科大学の学生は僻地の勤務ということが義務づけられておりますが、こちらの地域枠の学生は岐阜県内の医療機関ということでございますので、必ずしも例えば郡上市のようなこと直に結びつくわけではありませんが、それでもやはりこの岐阜県内勤務医師がこういう形で確保されるということの中で、私たちの要望にも応えていただける余地が生じつつあるのではないかと考えております。

ただ、この地域枠の医学生はまだ第1回目の卒業生が恐らく20年度からですから、来年の3月からでしょうか、さらにそれからちょっと研修もありますので、なかなか現場へ出て実際のお医者さんとして活動するには、なお少し若干の年月を要すると思いますけども、そうした医師についても私どもも期待をいたしておるところでございます。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。両病院の医師数については16名から15名、平成16年から25年ということでありまして、白鳥病院については7名から6名ということですが、言い返せば、医師確保は現状ではなかなか厳しいものがある、そういったことであります。

先般、我々議員でつくっております政策立案を進める会という会がありまして、後藤先生、また市民病院の方に先生ともいろいろお話をする中で、医師確保についてもお話をさせていただきました。その中で、やはり議会も一緒になって、例えば岐大へお願いに行くときは議員も一緒になっていく、そういった医師と行政ともども連携してやっていくことが大切ではないかなというような話になりましたし、私もそういった形で大変厳しい状況ではありますけれども、進めていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2つある公立病院が果たすべき基本的な役割について質問をいたします。

郡上市民病院と国保白鳥病院は、それぞれ設立の経緯は異なりますが、現在は同じ郡上市内の公立病院ということであります。市の面積が1,030平方キロメートルという広大な市域をカバーし、安定した医療サービスを提供するには、将来にわたって2院体制を維持していくことが必要と考えますが、今後、両病院の果たすべき役割について市長はどう考えておるか、お伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この病院のあり方というのは非常に市民の皆さんの生活と密接な関係があ

るわけですから、慎重に考えていかなければいけないというふうに思っておりますし、単純に人口規模が幾らだから幾つあればいいという問題でもなくて、やはりこれだけ広い市域の中に市民が暮らしていく。また、しかも1年365日の中では雪が降る日もあるというような中では、やはり私は現在のところ、この両方の病院、あるいはそのほか和良を初め、和良あるいは高鷲といった診療所もあるわけですが、こういう体制はでき得る限り病院の施設としては維持をしていかなければならないのではないかと思っております。

ただ、これは今後医師の確保の問題等々、いろんなことを考えて、管理運営の体制というものはどうしていくかという問題はあるかというふうに思いますが、それぞれ現在果たしている両病院の使命からいっても、引き続き、でき得る限り、高齢者も多くなってまいりますので、身近なところで医療サービスが受けられるように最大限の配慮はしていかなければいけないというふうに思っております。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。先ほども申し上げましたけれども、高齢化の波は本当に急速に進んできております。今現在、我々ができることを最大限に発揮して次世代へつなげていく、このことが一番大切なことだと考えております。

今後とも鋭意努力することを要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

◇ 田 中 和 幸 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、18番 田中和幸君の質問を許可いたします。

18番 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

まず最初に、子宮頸がんワクチンの副作用についてを質問いたします。

ことしの10月の初めから、テレビやラジオ等で子宮頸がんの副作用について盛んにいろいろな情報が飛び交っております。2013年、ことしですが、10月28日の朝日新聞では、子宮頸がんワクチン重篤な副作用報告143件、接種後に体の痛みを訴える中高生が相次ぎ、接種勧奨を一時中止した子宮頸がんワクチンについて、厚生労働省は10月28日、定期接種になった4月から7月までに重篤な副作用報告が医療機関と製薬会社から計143件あったと公表されました。そのうち体の痛みを訴える副作用報告は37件であったと、厚生労働省がワクチンの安全性を検証する専門家検討会で明らか

にした。

同省によると、入院などが必要な重篤な副作用の報告は、４月から７月までに、サーバリックスが93件、ガーダシルが50件だったと。これはワクチンの品名と種類であると思いますが、間違っていたら訂正をしてください。この中にはことし３月末までの接種者も含まれる。2009年12月の販売開始以降では、両ワクチン合わせて重篤な副作用は計501件になり、そのうち体の痛みを訴える副作用報告は71件になった。また、厚生労働省は６月に接種勧奨を一時中止し、副作用かどうかを含め、体の痛みを訴える症例を調査中であり、詳細な調査結果は次回12月——ことしの12月だと思いますが——の検討会で報告をして、勧奨の一時中止を見直すかどうかを議論する予定であると、このように発表をされました。

そこで質問ですが、郡上市で現在までに市民病院、白鳥病院、それに民間の病院、開業医ですね、それぞれワクチンの勧奨を始めてからどれぐらいの接種を行ってこられたか。それに対して副作用の申し出はどれぐらいあったか、またはなかったかもわかりませんが、ワクチンの種類によって副作用の差と件数の差はあったかなどを質問いたします。お願いします。

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 子宮頸がん予防ワクチンの接種状況及び副反応報告に関する御質問をいただきました。郡上市におきましては子宮頸がん予防ワクチンの接種を任意接種として開始しましたのが、平成22年の11月からでございます。この11月から昨年度末、24年度末までの接種者数でございますけれども、延べで2,525人となっております。御承知のように今年度から定期的予防接種となりましたが、４月から10月までの接種者数でございますけれども、延べで123人となっております。

月別の接種状況につきましては、４月から６月までが20から40数人と、月平均で約30人で行いましたけれども、本年の６月の14日の国からの勧告に基づく積極的勧奨の差し控えによりまして、7月以降は５人から10人程度となっている状況でございます。

そして、副反応の状況でございますけれども、任意接種として開始をいたしました平成22年度以降、気分不快が１件、しびれまたは腫れが２件、失神または転倒が４件と７件の報告がございましたが、いずれもこの７件ともでございますけれども状況は軽くございまして、それぞれの接種された医療機関において状態回復している状況でございますので、よろしくお願いします。

（18番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、次にワクチンの副作用について、2013年９月26日付の日本経済新聞では、厚生労働省の呼びかけで子宮頸がんワクチン接種後に慢性的な痛みが生じる副作用が報

告されている問題で、厚生労働省班代表は治療体制が整った全国で11病院を発表されました。

ワクチン接種後から2週間から4週間が過ぎても、痛みやしびれなどの症状が続いている患者に受診を呼びかけていると、その11病院は整形外科や麻酔科などによる専門チームで痛みを緩和する治療などを行う、受診には主治医の紹介状が必要であるとして、その中に近隣では愛知医大病院が表示をされております。

次に、質問として、愛知医大病院等への紹介をされた事例は民間の開業医まで含めてあったか、あったとすれば何件で、その後の経過はどうかを質問いたします。

また、なかったとしても副作用として疑わしきもの、または原因不明の症状を訴える人はなかったか、市の補助によって全額補助にしているのだから、市のほうでも把握されていると思いますので質問をいたします。お願いします。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 専門の医療機関として指定されている大学等への紹介事例はあったかという御質問でございますけれども、ワクチンの接種後の急性炎症が軽快せずに痛みやしびれ等の症状が持続、おおむね2週間から4週間以内という形で決められてございますが、こういった被接種者に対して、ただいま議員御案内のように痛みセンター連絡協議会に所属をしておみえになります国内の11の医療機関が紹介をされております。

市内におきましては、これまでにその病院の1つでございます近くの愛知医科大学病院等へ紹介事例は今のところございません。

また、現時点におきまして、ワクチン接種後に原因不明の症状を訴えられる方も現時点では把握をしてございませんので、お願いをいたします。

（18番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 次に、子宮頸がんワクチンを接種後に関節炎や頭痛などの副作用が出ている問題で、国が6月に接種勧奨を一時中止して以降、接種者は急激に減少していると言われております。

子宮頸がんワクチンは、国が小学6年生から高校1年生を対象に接種費用を補助して、対象外でも自己負担で接種できるとしておりますが、郡上市からも補助をされております。

そうした中で、東京都では副作用による被害を訴える女性や家族でつくる全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会、そういったものを設立されて、ワクチン接種事業の中止などを求める要望書を知事や市長に提出したとされております。

また、同連絡会は原因究明や治療法の確立などを国に求めています。病院を回っても原因がわからない人が多い、思い当たる症状があれば連絡してほしいとして、電話番号を明記し、一般の人

たちに呼びかけをしております。

そこで質問ですが、今までに述べた実情を踏まえて、市は市民に対してどのような措置をとってこられたか、それは子宮頸がんワクチン接種によって重篤な副作用が厚生労働省から公表されたことと接種勧奨を一時中止したことについてであります。

もう一つ、今後の方針について、これは非常に高度な判断に迫られると思いますが、市としてどのような方針を持って臨まれるか、それとも国や県の指示を待って従われるか、以上を質問をいたします。お願いします。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

2点、御質問いただきましたが、まず1点目でございます。

どのような措置を講じたかというところでございますけれども、市におきましては本年の6月の14日、厚労省からの勧告を受けまして同日に市内の委託医療機関、18医療機関でございますけれども、こちらに対しまして積極的勧奨の一時差し控えについて緊急の通知を行いました。

続く6月の20日でございますが、ワクチン接種対象者、中学校の1年生から高校の1年生まで、全員の保護者の方に対しまして、ワクチンの効果及びリスク等が記載がされておりますリーフレットを、また保護者宛ての文書を郵送させていただいて、接種に関する相談に対応できる体制を整えたところでございます。

議員御指摘のように、現在国におきましては副反応調査及び積極的勧奨の再開について、専門の機関において審議が続けられております。

今般の積極的勧奨の一時差し控えでございますが、定期の予防接種を中止するものではございませんで、市におきましては積極的な接種勧奨を一時的に取りやめ、市民に接種を強く求めないということの周知とともに、これは予防接種法に基づきまして接種希望者の接種機会を確保する責が市にはございます。

こういったことから子宮頸がんの予防ワクチンにつきましては、法に基づく定期接種となっておることもございまして、今後における対応につきましては市単独で判断するのではなく、国からの指示に従い、対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをします。

（18番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

それでは、一応子宮頸がんについてはこれで終わります。

次の質問に入ります。

次に、この冬に備えての除雪の計画ですが、例年のようにことしもいよいよ除雪のシーズンが迫

ってまいりました。除雪の内容については、毎年のように申し上げておりますのでくどくは言いませんが、ことしは例年になくカメムシが非常に多いと言われております。この冬の除雪に備えて、次のことについて質問をいたします。

まず、市道について、オペレーターは地元の業者をとということをお願いしておりましたが、そうした地元の業者で確保できたかということ、2番目にことしは積雪量が何センチ以上で除雪の出動をされるのか、もう一つ、3番目に出動時間は何時からではなく、7時までに除雪が終わるように指示をしていただきたい、というのは小中学生の通学に支障のないようにお願いしたいということが一番の願いであります。

次に、国道についてですが、大和町と白鳥町の境から標高が高くなるので、一段と積雪が増してきます。いわゆる向小駄良の交差点まで建設省直轄の部分が、毎年のように除雪が行き届いておりません。

したがって、次のことを建設省へ申し入れていただきたい。

1番として、オペレーターを地元の業者で確保すること、2番目に排土板を、例年やともう上げて、あれ走って見えるのですが、やはり路面すれすれに排土板をおろして走っていただかないと十分な除雪ができない、あとを踏みつけてもらってツルツルになってもう本当に事故の起きるものになる、そういうことですのでできるだけ排土板を下げた除雪をしていくようお願いをしていただきたい。それに3番目に、特に歩道については小中学生の通学時、7時までに完了するように、一般道路と国道と同じですが、以上のことについての質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁をお願いします。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今除雪のことですけれども、市道についての質問ですけれども、市道除雪につきましては今年度地元の業者さん98社と委託契約を締結する中で進めていきたいというふうに思っております。

それから、除雪の出動基準でございますけれども、道路除雪では10センチ以上、歩道除雪については20センチ以上を基準として除雪に出るということでございまして、この基準につきましては県も市も同一基準でやっております。

それから、出動時間の関係でございますけれども、これも除雪会議のときにはいつもお願いしとることではございますけれども、やはり自然現象の中の気象状況等で一概には言えませんが、やはり通勤、通学の7時をめぐり上げていただくように、除雪していただくようにということは強く申し入れもしておりますし、そういった方向で業者の方も進めていただいておりますというふうに思っております。

次に、直轄国道でございますけれども、直轄国道につきましては除雪業者さんにつきましては入

札で決定されております。

その中で1業者、郡上市内の業者さん1業者が落札されて、その中で落札された業者さんが下請届で、6社を下請届で出されております。その中でやはり白鳥地域の部分については白鳥地域の方が下請で入ってみえますので、議員言われますようにオペレーターも地元の業者でということになるかというふうに考えております。

それから、排土板の件ですけれども、排土板につきましては道路には御存じのようにいろいろな占用物件、埋設物件がございます。特に電気とか電話、光ケーブル、下水、上水といったようなものが幹線道路には必ず入っておるわけございまして、その中でもやはりマンホールが数、幾つもあるといったところで、排土板を直につけていった場合にそういうところに当たって大事故にならないようにということで、多少その辺に引っかからない程度の高さで作業はされておるというふうに思っておりますけれども、そういった埋設物の何もないところについては、今議員言われますように極力下げた中で作業をしていただきたいということは、国道のほうにももう伝えたいと考えております。

それから、歩道につきましては、国土交通省も基本的には20センチとしておりますけれども、通学路については10センチを超えた段階で出動するというので、少し国土交通省さんについては歩道については少ない量で、通学路については出動態勢をとってみえるということでございますので、よろしくお願いします。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ただいまの質問の中で、子どもが通学する時間ですが、7時までには必ず完了してもらうようにということを特にお願いしたいと思うんですが、その辺よろしくお願いします。

それでは、除雪については以上で終わります。

次に、公共事業について、平成26年度事業ということで質問をいたします。

郡上市の平成26年度事業については、既に取り組んでおられると思いますが、ここでは公共事業について質問をいたします。

まず、市民の皆さんから多く要望を聞いておりますが、明宝トンネルはいつできるのか、これができないと白鳥の石徹白トンネルはできないではないか、また郡上大橋は本当にできるのか、一つ一つ上げれば大きな懸案事業はたくさんありますが、質問としましてこれらの事業について今までにどのような要望活動を行ってこられたか。

それに質問の2として、来年度26年度事業について、国や県も予算編成に取り組んでおられると思いますが、その他の事業も含めて要望活動の計画はどうか。

もう一つ、3番目ですが、懸案の事業のおおよその見通しはあるのか、これももう本当に皆さん

から「どうなんや、どうなんや」と大変聞かれますが、何とかできるように今一生懸命お願いしとるでという曖昧な返事しかできんわけですが、その辺の見通しをひとつ御回答を願いたいと思います。

以上、質問いたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今まで事業について、どのような要望活動を行ってきたかという御質問ですけれども、明宝トンネル、郡上大橋につきましては、毎年11月に県庁の土木部長要望をしておりますし、岐阜国道事務所、それから名古屋の中部整備局、それから岐阜県選出の国会議員の先生のところへも、もう11月ですけれども要望活動を行っております。

平成26年度でございますけれども、26年度の要望活動としましても、来年も引き続きやっていくところでございますけれども、来年の状況としましては皆さん御存じのように、新聞でも経済諮問会議等でも公共事業費の抑制ということが議論されておりますので、大変、26年度の公共事業の予算も厳しいというふうに思っております。

そうした中で、今議員言われました今後の見通しということでございますけれども、大変難しいところがありますけれども、現在思っているところによりますと、明宝トンネルにつきましては、現在、主要地方道の金山明宝線の道路改良としてやっておるわけでございますけれども、今年度、郡上土木事務所において環境影響調査委託業務という業務が発注されております。

この調査は、トンネル本体工事着手に向けての調査というものと受け取っておりまして、具体的な着手年度は聞いておりませんが、先般県の方の現場等の視察においても早期に事業化できるように頑張っていきたいという話を聞いておりまして、本体工事にも大分近づいているなという期待は思っております。

今後においても、早期に着工していただけるように、関係機関へは強く要望していきたいというふうに思っております。

それから、郡上大橋につきましては、これも長年の懸案の要望事項でございますけれども、なかなかいつ着手というような具体的な年数はまだ聞いておりませんが、先般要望の中でも仮に郡上大橋の事業着手になった場合に、やはり迂回路等も含める中でいろいろな課題とか問題点とかを検討していただいておりますということで、国道事務所においても、郡上大橋につきましては、大型車両のもう交互通行する場合に危険ということは十分理解しとっていただけるものと思っておりますけれども、郡上大橋につきましても粘り強くやはり要望していくということになろうかと思えます。

石徹白トンネルにつきましては、これは合併以前の白鳥町時代からの地区の強い要望だと思って

おりますけれども、郡上市全体の要望事項として、今まででも郡上土木事務所のほうへは要望はしております。

今後においても、郡上市全体の事業の中の優先度等も考慮する中で、引き続き要望していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ただいま申し上げたのは特別大きな事業でお願いをしたわけですが、もうはや長いことこの話が出てから期間がたちますので、本当に市民の方も「どうや、どうや」ということを盛んに言われまして、皆さんが望み、待っておることでございますので、できるだけ早くできるようにひとつ、我々もできる限りの協力はしていくつもりですが、要望活動をしっかりやって早急に工事に着工ができるよう、ひとつお願いをしたいと思います。

以上で私が通告しました質問事項は全部終わりましたので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で田中和幸君の質問を終了をいたします。

これで一般質問につきましては、全てを終了いたしました。

ちょっとお諮りをいたしますが、議事進行上、日程3以下、続けて審議をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

それでは、会議を続行します。

◎議案第146号から議案第169号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程3、議案第146号 郡上市基金条例の一部を改正する条例についてから、日程13、議案第169号 財産の無償譲渡について（北濃財産区の財産）までの11議案を一括議題とし、質疑を行います。

議案第146号から議案第153号までの議案については、質疑通告はありませんので質疑を終わります。

議案第165号について、質疑の通告がありますので発言を許可します。

1番 山川直保君の質疑を許可いたします。

1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 第165号の新市建設計画について、少し議論をさせてください。

と申しますのも、この新市建設計画が上程されまして、それからその前に私たちには全協で説明

があったのみということで、そこで質疑はもちろんございませんでした。

この議案の流れとしましては、今回ここで付託が、付託はもう決まっておりますが、付託された案件が総務常任委員会で審議をされて、それで最終日に委員長報告という形になりますので、この会に質問を3点ほどさせていただきたいと思います。

まず、この新市建設計画に伴います内容の変更、その内容の変更に際しましてこの検討とそして審査の経過、そしてもちろん市長が「よし、これで」と認められて議長に提出された案件だと思えますが、この16年から25年における新市建設計画をもちろん合併特例債の5年間の延長、影響によりまして、もちろんその内容的に変えなければいけないことはよくわかりましたが、その経過についてのまず説明をお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今般のこの計画変更の原因といえますか、もととなったことは、合併特例が、これ御承知のことですけれども、東日本大震災を、大変な未曾有の事態を受けまして、その被災された自治体におかれましてはこの建設計画が推進できない事態になっておると、それからもう一つは、それによって先行して5年そこを延長するという話がありましたが、さらにそれを全国の自治体、この合併自治体においても防災対策を至急に講ずる必要があるというふうなことで、最終的には平成24年の6月に国会で議決され、法律が改正されて、郡上市につきましても総務省からの通知が昨年、平成24年6月にあったということでございます。

その前から情報がありましたので、こういうふうな取り組みがあるということは情報として持ち、また議会でもお話をしておったわけでもありますけれども、そういうことで一つは合併特例債の我々として活用させていただく時間がそれだけ、5年間延長をされると、それからもう一つは合併特例債の郡上市の割当額といえますか、配分として使える可能額に対しまして、おおむね現在86億円強のまだ枠が残っておるわけでもありますので、ぜひこれを活用させていただく必要があると、こういうことがあります。

そういうことの中で、そうしますとこの新市建設計画につきましては、平成16年から平成25年度までの10年ということでもありますので、まず当然のことではありますが、この計画を5年間延長をしていくということになります。

そういうことにつきまして昨年の6月の時点で早速企画課、それから財政、財務課ですね、事務レベルでの打ち合わせをさせていただいたわけでもあります。

そして、特段に事務方としての原案は持たないで、幾つかの選択がある中で、それは例えば計画

年度だけを5年間延長する方法もあります。

それから、平成18年から現在10年間ということでやってきております郡上市の総合計画があります。23年度からは後期基本計画も樹立してそれに基づいてやっておりますので、総合計画との一体性を図っていくというやり方もあるでしょう。

それから、全面改定も建設計画としてやっていくという方法もあるということでしたので、早速昨年の6月後半以降の事務方打ち合わせを経まして、ちょうどこれ今持ってきておりますが、昨年の8月1日に、昨年の第5回郡上市政策会議におきまして、この日はこれだけの議題でありましたが、この新市建設計画の延長ということにつきまして、この新市建設計画をどのように変更していくかというふうなことで、政策会議において審議をさせていただいたということでございます。

ここの出席者は、市長、副市長、市長公室長、それから総務部長、関係の総務、財務、企画等々の課長でございます。

そして、この政策会議においてその基本方針を考えたわけでありまして、ここに議事録がありますが、相当詳細な議論をしてきておるわけでありまして。

そこで、結論的なことを申し上げますと、変更の今御質問の1つ目の内容の検討ということでありまして、まずその計画自体の中身を変更するための何かの事由が起きたというよりは、合併特例債を活用し得る時間が5年間伸びたという延長という事態に、まず当たったということです。

それに対応していくということが一つでありまして、その計画自体は達成されたかと言えば、やはりその目標というのは非常に幅広く、平成16年までの合併までの間に皆さんの願いを込めたものでありますので、それは全てが達成されておるものではなくて、そしてもう一つはその当時の合併協議会の皆様の大変熱っぽい議論、そして合併への思い、旧町村としてのいろいろとこれでいいのであろうかというふうなことを思いながらつくられたこの新市建設計画というもののその思いを、やはり尊重する必要があるのではないかというふうなことをいろんな議論として俎上に上がったということを記憶しております。

そういうことの中で基本的には平成18年以降、総合計画で政策全般の進行、管理も、あるいはもちろんそれはその都度変化はあるわけでありまして、そういうふうにしておりますので、新市建設計画につきましては基本的には当時の思いを尊重して、計画本体としましては大きな修正を加えないで、計画変更することによってそれは財政としての有利な合併特例債を活用させていただくということがしっかりとされていくと、それからできるだけその他の現在の郡上市として進めている政策との一体性を持ち得ること、そしてこのもともとの変更となりましたことと言えば、やはり防災対策については本文の中でしっかりとそれを強化していくこと、そしてまたそれに付随して発生をした大変な今の原子力災害等々を考えれば、再生エネルギーの活用という項目も加えるべきではなかろうかと、こんなふうな議論がなされたということでもあります。

そういうことを昨年８月１日のこの政策会議の議論が軸となりまして、そして計画内容の検討に入ると、こういうふうになったわけであります。

それ以降の経緯につきましては、早速昨年の９月の議会の中で開催されました全協、全員協議会においてこうした旨を、発行期間の延長ということにつきましてのまず御報告と、それから新市建設計画を、そのことを中心とした変更をこれから検討をさせていただきますよということで、昨年の９月議会に御報告をしたということでございます。

それから、事務方にはそういうふうな方針のもとで検討をさせていただきまして、平成25年度に入りまして年度頭にこの方針を、それからタイムスケジュールをつくるということになりますので、年度の６月までの間にこの新市建設計画変更の方針、概要というものを内部で固めさせていただいたということであります。

この間、庁議、６月13日の庁議、それから６月の所長会議にもこのことをかけまして、それからことしの６月20日の議会、総務常任委員会におきましてこの変更概要の説明をさせていただくと、こういうふうな経緯をたどっております。

それから、実はその建設計画のいわゆる変更につきましては、地域審議会に諮問をし、意見を求めるというルールになっておりますので、それをしていく期間が必要だということがあります。

そうしますと、やはり議会の皆様にその方針についての御説明が必要だということで、先ほど山川議員が御指摘のように６月の28日の議会全員協議会におきまして、変更の概要につきまして資料を持って説明をし、これをもって地域審議会に諮問をさせていただきたいということでお話をさせていただいたわけであります。

議案としては今般の提出になったわけでありますので、それ以前に市民の皆様あるいはいろんなところでお話をしていくに当たっては、前もってこの場をかりて御相談をさせていただいたと、こういうふうなことでございます。

地域審議会におきましては、７月に７地域全部開きましてその中で答申をいただいたということでございまして、それ以降は県協議を、県との事前協議がこれ必要になりますので、議会の議決の前に県との事前の協議、それから本協議をさせていただいております。

特に、県との協議の中ではさまざまな県事業につきましての修正とか、計画本文につきましてのさまざまな御指摘をいただいて、そうしたものの修正を経て、今般計画案として上程をさせていただいたというのが今回のこの変更内容の検討、それから審査の経過ということになります。

まず、そこまででよろしいでしょうか。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） １番 山川直保君。

○１番（山川直保君） １つ目の質問についての再質問をいたしたいと思いますが、これは私も実際、

今、考えてみると自分自身がぬかっておったんだと思います。この6月の28日の全協の際の質問にもっと深く考えればよかった、そのように反省をしております。

といいますのは、きのうの僕の一般質問のときにも、この新市建設計画の重さについては少し述べたところでありますけれども、きょうも7番の議員、ちょっとお話ししましたけれども合併協議会の副会長であられたと、そのころは本当に14年から15回の協議会を経て、そして数々の諸委員会を経て90人の議員の代表者が出てきて、しかも学識者、そして地域代表、そういう方が出てきてねられた。

この大きな根幹であるこのビジョンというものが、もっともっと議論されるべきでなかったかなということを書いてありません。

といいますのも、私たちが10日でも20日でも、ほかの委員会でも、こういうものを議論しようと思って出れば出れると思います。特にこの人口とか変えなければいけないところはありますけれども、第8章にある財政計画などについても本当にシミュレーションという、そういった議論がなかったというふうに思っております。果たしてこの総務委員会だけでよかったのかと思います。

この春の当初予算の際、いろいろな子育てに関する支援の事業が出てまいりました。その際、議会からは皆さんも大体の方がこれ議論不足じゃないか、子育てに関するものを本当にもっと早く言うてくれればよかったのに、全協に出てきてすぐ議会だというようなこともありました。

私は、この議論が僕の今この時間のだけで、誰かが関連質問してくれない限りこのままで総務委員会以外としては終わってしまっ、あとは討論あるのみでありまして、この議題に対してのこういうことも入れればよかったんじゃないかということは一つも入れずに、この議案のこのことがよいか悪いかの判断だけしかできない自分というものが情けない気になってきております。そのときに質問すりゃあよかった。本当に後悔しております。

こうした議論の中、先ほど2番議員の一般質問の中で、将来にとってのことを市長にお聞きした質問の中で、市長が今からの若い方の、今からの郡上の構想、それはやっぱり若い者の方の意見聞きたい、でも若い方はなかなか出てきてくれん、そんなこともありましたけれども、これぞまさしくあと5年をしっかりと考える、こういった機会にも、地域審議会だけでなく、参画できるいい機会が1年以上もあったじゃないですか、にもかかわらず、このような決め方されていくのは非常に寂しいと思います。

後ほど、どなたかにでも関連質問していただきたいものと思います。

2点目に移らせていただきます。2点目と3点目は同じような内容ですから、一緒にお答えいただいて結構、もらって結構です。

この数値におけるその根拠を説明していただきたいとまずありますのは、まず一番初めのこの合併の協議会のこのグラフです。平成12年からもうこれ横ばい以上に、横ばいよりもプラス上、上方

向きにうっすらでも上方向きにこのグラフは書いてあるんです。

この12年のときの議論、このときの構想、この時点での軸の点の、この時点のこういった政策を持ってどういう概念でこのことをつくられたんでしょう。

今出てきております新たなる変更案は完全に下がって、下方へじわっと下がって4万を4万1,000人にしただけ、4万を4万1,000人とした1,000人の根拠は単なる努力だけの根拠かと言われても私はよくわからない。

上へ上がっておるグラフとこの時点で下がっておるグラフでは、全くこの時点での考え方が違うということだと僕は思うんです。現実に合わせてられた計画を練られることももちろん必要でしょう、そこに私たち議員もそうだなと納得しながらその4万1,000人というものを決めたかったと思います。

その中で私が思いますこの第8章におけるものの数字ですけれども、24年度決算、一番わかりやすい資料です、市民にとっても。24年度決算の御報告、郡上市は一步一步着実な歩みを進めました。この中で見るとよくわかります。公債費、9ページにある公債費、皆さんも持って見えないと思いますけど、郡上市はこの公債費の比率というものが予算に対する19.3%と、郡上市を除く県内の市の平均は11%、郡上市は実に予算のうちの約、ほかの市が払う倍もの構成比で公債費を払われておる。

そして、市長が財政政策を進めてみえて20%が18になり、そして今後16、15へ向かっていくんだというグラフをこの第8章でもうたっています。

年間50億円余もの公債費をお支払いしていく、この負担というものは幾ら実質公債費比率が17以上である、16以上であるほかの市町村であっても、このような比率で公債費をお支払いして借金の残高を減らしているというところの例は少ないと私は思っております。

一般質問上では言えませんでしたけれども、実質公債費比率を全国で合併した中の上から並べてみながら、その年の人口減を類似都市ですね、3万5,000から5万5,000と私言いました。それを全国上からずっとエクセルで並べかえてみて、それとの人口の20年、25年の対比、比率を見てみますと、明らかに郡上市は高い、5.1%もあります。マイナスですね。

ほかの市は17%とか16%、20%近い実質公債費比率の市であっても、それだけの人口の減の率を示してない都市もたくさんあります。そうした市の公債費の負担費、負担率、年のですね、見てみますと確かに11から15%である。我が市は20から23、高い数字でお金を返していく、無理にですね。

先ほど17番議員が申されましたこと、あっ、と思いました。もし、あれやったらまた僕にも意見言っていたきたい。

例えば、避難所とかそういうところにエコのエネルギーをとられました。もちろん過疎債などについてはそうした地域のコミュニティ、そして住民の安全を保つものに対しては起債の比率、償

還率が非常に高い。

そういったものを、こうしたお金の返すのを少しでも緩めて、それに1億円、2億円、3億円というものを使っていただけるようなこの新市建設計画の歳出、歳出改革を行っていただきたい。私はそのように思っております。

やはり、郡上市の一番の問題としての構造改革といえますか、構造上の問題というものは人口減少にあると思います。

やはり、市の行財政を健全に保っていくためのことも非常に大事でしょうけれども、18から16までいくことをなるべくやめていただいて、そのお金を成長的な戦略、成長的な政策にかえて運用して行っていただきたいというのが、私のこの建設計画に入れたかった一つの思いであります。

そうしたことが、市長が29項目にもおける子育て支援制度を打ち上げて、非常に市民は喜んでみえます。私もそれはちょっとお金のばらまきか、そんなお金、不労所得だといった言い方してまして失礼をしましたけれども、やはりそうじゃない、皆さんの働き場をつくる、そしてそこで本当に働いてお金を得ていただくための公共事業をこの歳出改革、今までのもったいない、節約して、いろんな面でしたことはわかるんですけども、最後の歳出計画は僕は公債費の払い方の改革だと思っています。

その出口の改革をぜひしていただきたいから、この議論を私はしたかった。10日でも20日でもいいから出てきますからって、前、僕は当初のときも申しました。もっと議論がしたかったっていうことを。

もうこれ議論にはならないかもしれませんが、どうしても今議会でこのことを可決しなければだめな時間の期限が来ているのならば、私も協力いたします。

そうでないのなら、本当に皆さんと一緒にこれを開いて、歳出の改革の議論も含めた数字を、我々にも未来を語れる数字を入れさせていただきたいということを思いました、率直に。

これについての感想をいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 本当に郡上市を思っの御指摘、御発言というふうにお聞きをいたしておりますが、今の御指摘、要するにちょっと地方債、市債というものの性格というものを御理解をいただきたいんですが、この市債はどこの市債も仮に10億円あるいは何億円という形で農協から借ります。あるいは政府資金から借ります。その他の金融機関から借りますというときに、既に借りたときに年次割表がついております。何年、3年間据え置いて、その後、金利は幾らでそれをきちっと払っていきますというその年次割は、必ずその当該その市債を借りたときにもう決まっておりますので、私どもは借り手に対して、何年にはどの何年度債は幾ら元金を返し、幾ら利子を返すということはもう起こしたときに決まっているので、もしこれを仮に今山川議員がおっしゃるように、こ

の公債費を低減させるために払うのを先に延ばさせてくださいねということを言わなければいけないわけです。

そうなりますと、郡上市の借りた、貸したお金は定時には返ってこないねと、そうなれば今度から借りるときは、貸すときは金利を高くするよというような形で我々はある意味で不良債務者になります。

これはちゃんと、きちっと何年度につて、全ての資金に何年度に幾ら返しますという年次割が年に2回です、通常のは。そういう形でやっていますので、むしろ郡上市の財政の努力は、その何年度にこの起債については幾らお返ししますというやつを、できるだけ将来の債務を若い人たちに残さないために繰り上げ償還してるんです、むしろ。

この繰り上げ償還も金融機関は嫌がります、ある意味では。高い金利のものを決まった形でお金が返ってくるということですから、嫌う場合もありますけれども、ですからぜひ御理解いただきたいのは、この市債というのは借り入れたときに既に年次割が決まっています、その年次割に従った公債費を組んでいるということです。

ですから、そうしてまた地方債、交付税も一定のそういう償還ということを前提にして交付税措置が入ってきております。

ですから、繰り上げ償還は我々は将来の負担をできるだけ早く軽くしたいということでやって、何とか金融機関に頼み込んでおりますが、もしこれを実は返す予定だったけれども返せなかったと、返せませんという状態になったときには、先ほど申し上げましたように郡上市というのは財政健全度が著しく悪くて、そういう、いつ、ひょっとすると返ってこなくなるかもしれないという不安を与えることによって金利は上がります。

そういうことが、必ずしも郡上市の財政運営にとっていいことではないので、決められた定時償還と言いますが、その形のものはずいぶん最低限払いながら、そういう公債費という負担に耐えながら、できるだけ建設費とかいろんなその年度、年度の財源を生み出していきたいという努力をしていると、この点をぜひ御理解をいただきたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 1 番 山川直保君。

○1 番（山川直保君） どんな普通の法人でも、会社でもあることなんですけれども、こうした証貸しを決めとって金利は決まっています。

そのかわり、ちょっとえらいでというか、新しい設備投資を今取得しとかんといかんもんでといって、金融機関と相談をしてそれを後ろへ組みかえをしたりすることは、どんな会社でも普通の経営ならあることなんです。

どのぐらいほどの金利が上がるのか聞いてみたことはあるでしょうか、そのことをお聞きしたい

ことと、10年で今この間、24年、10億何千万円の繰り上げをされましたよね、繰上償還、これは本当に現ナマの、現ナマの本当の純利益から支払うお金じゃないですか、将来もちろんつけはつけませんけども、つけませんけど。

それと、新たなその10億円というものがあれば、一遍に返されたものがあれば新たな起債を例えば起こして、そして何かをしていけることも、10年あれば1年1億円ずつでも僕はしていけることがあったんじゃないかなということをするんです。

もちろん、その始まりがあって結があることはよくわかっております。そういう手法も普通の会社のようにとることができないかと、もしやそのときに例えば同じ事業であれば、よその市町村も多分JAであれば同じ金利だと思います、行政の場合。

民間やったら横目で筆ねぶられて変えられますけど、でも果たしてそれをしたときでも、地域にももちろん根差す農協であれ、それを理解してくれて、その同じ金利で頼むわいというのはどこの企業でもあることなんです。

もし、そうでなければ、どのぐらいのペナルティーがあるんでしょうか。

それと、その10億円を一括償還されたときのことは、私もそのときの予算のときには、時点でおらなかったと思うのでわかりませんが、そういうのをこういう新たな起債の形でそういう発想はなかったんでしょうか、お伺いします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私は地方公共団体が当初お借りをするときにこういう形で返しますというものを、よほどの財政状況ですね、もう返せない、何としてでも繰り延べさせてくれと、その償還期限の延長をさせてくれという状態になったときには、それはやむを得んこととしてやはりやらなければいけないことだということはあると思います。

しかし、郡上市は、今課題はそういう形で、1年間の公債費を先へ薄いお餅のように先のほうへ元利償還金を延ばして、その浮いた公債費で何かをしなきゃいけないということではないと、むしろそれは結局そういう形でやれば、その年の財源を結局将来の借金で賄ったことと同じことになるんです。

ですから、私はそういう財政運営は、今の時点では郡上市はやるべきでないという考え方のもとにやっております。

そういうことですから、先ほど理論的にそういう金融機関に不測の、郡上市は返すと言っておったけれども、返さなんだというような事態になったときに、具体的に交渉しておりませんので、じゃあ、何%今後、以下ですね、郡上市の金利は上げるよとか、下げるよとかという議論はしておりませんのでわかりませんが、基本的な財政運営の考え方としては、結局今の手法はそうすると未来へ借金を先延ばしすることによって、その当該年度の財源を浮かすという財政運営だと思います。

ですから、それはやはり今郡上市が抱えている財政課題という意味からすると、とるべき方向ではないというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 1 番 山川直保君、3 回の質問になりましたので、まだ質疑は尽くせないと思いますが……

○1 番（山川直保君） 質疑は僕は2つを一つにしたので、意見だけ申し述べて終わります。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 1 番 山川直保君。

○1 番（山川直保君） どのような会社でも何本も何本も金融機関から借りておるものだと僕は思っております。

郡上市もちろんその起債によって何本も何本も借りておって、年月も違うということはわかっております。

それが、それを負けてくれって言ったとき、僕は必ずそれを10年で組んどったものを20年にしてくれと言っても金利は上がらんように交渉はできると、私は指定金融機関ならできるというふうに思っております。一度聞いてみてください。全然恥ずかしいことでも何でもございませぬ。経営者なら当たり前の話なんです。

それと、私が思いますので、それを先延ばししていった財源を何々に使うと申し上げましたが、16%までも狙う実質公債費比率を続けていくと、必ず人口は減る政策になって、成長戦略と成長する政策にお金は使えないというふうに私は思っておりますので、意見として述べて質問を終わります。今度討論するかどうか決めさせていただきます。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

○市長（日置敏明君） ちょっと済みませんが、一つ発言をさせてください。

○議長（清水敏夫君） 市長から発言が求められましたので許します。

日置敏明君。

○市長（日置敏明君） もう一つ、いわゆる貸主のほうとの交渉という問題がございしますが、もう一つ、これは言い忘れましたけれども、そのときに現在のところは郡上市は起債許可団体ですので、許可の変更という問題がもう一つあるということだけつけさせていただきます。

○議長（清水敏夫君） では、以上で1 番 山川直保君の質疑は終了いたします。

議案第165号についての関連の質疑はありますか。——よろしいですか。では、質疑なしと認め、以上で議案第165号の質疑を終わります。

議案第168号、議案第169号の2 議案について、質疑通告はありませんので以上で質疑を終わります。

議案第146号から議案第154号まで、及び議案第165号、議案第168号、議案第169号の11議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま、各常任委員会に審査を付託いたしました11議案については、会議規則第44条第1項の規定により、12月19日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第146号から議案第154号まで、及び議案第165号、議案第168号、議案第169号の11議案については、12月19日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣言

○議長（清水敏夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。長時間にわたりまして御苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後 4時21分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会副議長 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 渡 辺 友 三